

平成27年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成27年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年9月10日	9時00分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成27年9月10日	16時28分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	5番	久保山義明		6番	牧菌綾子	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一		こども課長	鶴田しのぶ	
	副町長	松田一也		産業振興課長	土田竜一	
	教育長	大串和人		まちづくり課長	熊本弘樹	
	総務企画課長	酒井英良		建設課長	古賀浩	
	財政課長	城本好昭		会計管理者	木村司	
	税務課長	平野裕志		教育学習課長	内山十郎	
	住民生活課長	安永宏之		こども課保育園長	渡邊稔	
	健康福祉課長	天本正弘		まちづくり課参事	阿部一博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------------|--------|---|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 11. 末次 明 | | (1) 町職員の時間外勤務状況について
(2) 空き家対策の進捗状況について |
| 12. 大久保 由美子 | | (1) 固定資産税の課税誤りについて
(2) 町道の安全管理について
(3) 基山保育園の改築について
(4) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について |
| 日程第2 | 議案第23号 | 町長の給料の特例に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第24号 | 基山町立図書館協議会設置条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第25号 | 基山町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第26号 | 基山町職員の再任用に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第27号 | 基山町手数料条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第28号 | 基山町公共下水道工事請負契約について |
| 日程第8 | 議案第29号 | 平成27年度基山町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第30号 | 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第31号 | 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第32号 | 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 認定第1号 | 平成26年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 | 平成26年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 | 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第4号 | 平成26年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 報告第7号 | 平成26年度基山町財政健全化判断比率等の報告について |
| 日程第17 | 報告第8号 | 基山町一般会計継続費精算報告について |

- 日程第18 報告第9号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第19 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

これより末次 明議員の一般質問を行います。末次 明議員。

○3番（末次 明君）（登壇）

おはようございます。3番議員末次 明でございます。傍聴席の皆様、早朝よりありがとうございます。

私は、町民の皆様が基山町は今何をやっているんだろうと、町政、そして町の行事に関心を寄せて参加していただくことが大切だと思っております。

さきの6月議会で、私の議員活動の判断基準は、基山の将来のためになるかにあると申しました。そして、そのためには、今何をしなければならないのか、何ができるかであります。今回は、健全で豊かな町を将来に引き継ぐために、役場職員の時間外勤務と空き家対策を取り上げました。

一昨日、小森町長は、この11年半を振り返って、一貫して緊縮財政に取り組んできたと述べられました。平成26年度の一般会計決算書を見て、そしてここ数年の数値の推移から5年後、10年後を予想しますと、今まで以上に緊縮財政が求められるかと思えます。

一方、基山町としては、財政の基盤であります自主財源の確保が重要になります。そのためには、定住の促進、産業の振興を進め、若い人をふやし、町を活性化する必要があります。そして、可能性のあるたくさんの事業の中から優先順位を決めて、実りのあるものにしなければなりません。町政の難しいところは、住民の満足度を上げながら、実績を残し、財政の健全化を図らなければならないところにあります。

町長をリーダーとする町執行部の方は、相反することを意識しながら、粛々と町のかじ取りをしていただかなければなりません。それには、地方自治の基本である地方自治法第2条第14項に、次のように明記されております。

地方自治、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に務めるとともに、最小の経費で最大の効果を得るようにしなければならない、これに尽きると思っています。

私は、議員になり、頻繁に役場を訪れる機会がふえました。昼休みなどには、休憩時間にはきちんと消灯をされ、エアコンやエレベーターの使用にも一定のルールを設けられており、庁舎全体で経費削減に取り組まれていると感じております。また、どの部署の方も個人個人真摯に業務に向き合っておられ、基山町の真面目さを実感しております。

その中で気になるのは、夜遅くまで役場の電灯がついている部屋が見受けられることと、休みの日を含め、時間外の会議、イベントに町職員の方が多数従事されていることです。

基山町の平成26年度決算収支を見ますと、総額58億700万円に対し、私たち特別職の議員報酬等も含めて、いわゆる人件費というものが11億6,400万円となっております。これは、全体の約20%でございます。また、この金額というのは、収入の町税の中でも一番多い固定資産税に匹敵しております。それ以外に、体育館や町民会館への指定管理者の委託料、広域消防、ごみ処理などの組合の負担金、多数のお金を払っておりますが、これもやはりそのほとんどの多くは、人件費として使われていると思われまます。それだけ、人件費が占める割合は高く、人に効率よく働いていただくということは、難しいことでございます。

管理者として、町長の大きな責務でもあり、健全財政と町民満足度のバランスをとることが、町長の手腕にかかっているのです。

そこで、小森町長にお聞きをいたします。

(1) 基山町職員の時間外勤務状況をどのように認識し、どのように捉えておるかということ、

ア、過去3年間の年度別時間外勤務の総時間及び前年比率をお示しください。

イ、時間外勤務がふえていることに問題はないのでしょうか。

(2) 健康面からの取り組みはなされておりますでしょうか。

(3) 経費削減の観点から見るとどうなんでしょうか。

(4) 臨時職員、再任用職員等も含めて、適切な職員数になっているのでしょうか。

次に、2つ目ですが、定住促進の中で、空き家対策についての質問でございます。

人口増につながる施策は、法的にもいろんな縛りがあり、すぐに解決できるものではありません。6月議会でも空き家対策について質問をいたしました。まちづくり課よりこの10

年間を定住人口獲得の最後の機会と認識し、人口対策に取り組むとの決意を示していただきました。

そこで、小森町長にお聞きいたします。

(1) 4月にまちづくり課に定住促進室が設置されましたが、具体的に現在どのように進んでおるのでございますのでしょうか。

アとして、空き家対策の進捗状況。

イ、この1年後、2年後には空き家対策はどのように進捗しているのでしょうか。

ウ、空き家の中でも中山間地と大型開発地域、いわゆるけやき台等ですね、との区別はどのように分けて対応しているのでしょうか。

以上、1回目の質問をいたします。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、末次 明議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1項目でございます。

町職員の時間外勤務についてということで、(1) 職員の時間外勤務状況をどのように認識し、どのように考えておるかということです。

アの過去3年の年度別総時間数及び前年比率ということで、過去3カ年の時間外勤務の総時間数は、平成26年度が1万1,385時間、平成25年度が8,235時間、平成24年度が6,425時間となっております。前年に対する比率につきましては、平成26年度が138%、平成25年度が128%、平成24年度、93%となっております。

イの時間外勤務がふえていることに問題点はないのかということです。平成26年度時間外勤務が増加している主な要因は、12月の衆議院選挙、1月の県知事選挙の2回の選挙事務による増加となっております。平成25年度につきましては、総合計画策定、全国女性消防操法大会や、道路改良業務増により増加しているものです。

選挙事務執行や新規事業による時間外につきましては、やむを得ないものと思いますが、長時間の時間外勤務を長期間にわたり継続することは、過重労働による健康被害だけでなく、職員の家庭生活、社会生活の観点からも望ましくないものと理解をしております。

健康面からの取り組みはなされているかというお尋ねです。長時間の時間外勤務を長期間にわたり継続することは、健康被害などに影響しますので、職員の健康管理のため、定時退庁をする日ということで、週1回、水曜日を時間外勤務をしない、ノー残業デーの日とし、職員の心身のリフレッシュを行うとともに、ワークライフバランスの推進、仕事以外の生活の充実を図ることとしております。

(3) 経費削減の観点から見るとどうかということですが、時間外勤務手当の経費削減につきましては、各課部署内での業務分担調整や、協業体制の強化、上司、管理職による勤務状況の的確な把握など、計画的、効率的な業務執行や事務事業の見直しを行い、時間外勤務時間の削減を行っていく必要があると考えております。

(4) 臨時職員、再任用職員等も含めて、適切な職員数になっているのかということです。職員につきましては、基山町職員定数管理計画に基づく、職員の採用を実施しており、適切な職員数を保っております。職員が産前産後休暇や、育児休業等取得により、欠員が生じた場合は、臨時的任用職員といった代替職員を配置するようにしております。

再任用職員につきましては、本人の希望に配慮し、採用いたしております。臨時職員につきましては、各課におきまして繁忙期に適切な人員を採用しております。

2項目め、空き家対策の進捗状況について。

(1) まちづくり課に定住促進室が設置されたが、具体的にどのように進んでおられるのかと。アとしまして、空き家対策の進捗状況はということです。今回、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている家屋だけでなく、管理はされているようではあるが、ここ1年は居住されていないといった観点も含めて、空き家調査を行います。現在、調査に当たっての準備を行っているところでございます。

イの1年後、2年後にどうなっているのかというお尋ねです。1年後、2年後どうなっているのかという確定的なものは申し上げられませんが、これから実施する空き家の実態調査結果をもとに、空き家の所有者と利用希望者をマッチングさせるため、今年度中をめどに空き家バンクを開設するなどの対応を行ってまいります。それらを踏まえ、1年、ないし2年後には、より多くの空き家の活用がなされ、定住人口増につながるよう努力してまいります。

ウの中山間地域と、大型開発地域との区別はどのように分けて対応しているかというお尋ねです。中山間地域を市街化調整区域、大型開発地域を市街化区域という捉え方をいたしますと、市街化調整区域においては空き家の活用並びに50戸連たん制度の活用を考えておりま

す。また、市街化区域内においては、実際現在実施している残存農地の調査結果などを踏まえた積極的な宅地開発及び企業誘致を行うことでの対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

町長にお聞きいたします。

過去3年間で時間外勤務の総時間が平成24年度6,425時間、平成25年度8,235時間、平成26年度1万1,305時間と、連続して大幅に伸びてきております。先ほど町長のほうから要因については、述べていただきましたが、残業が、要するに、仕事が終わらないのが当たり前のような体質になりつつあるのではないのでしょうか。理由抜きにして率直にお答えお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

主な要因といたしましては、先ほど申しましたように、やはりいろんな選挙の関係とか、その他いろんな要因があるということで、やっぱりふえてきていることは間違いないと思います。

それから、定員管理でございます。雇用のほうもずっと控えて、もう一時からすると10数人減っておるといふふうに思っております。

それと、もう一つはやっぱり、育児、産前産後育児、そういうふうな要因もございまして、なかなか忙しいということは、否定はできません。以前は、本当に残業というのはするべきじゃないんだというような、むしろそっちのほうでかなり厳しくやっておりましたけれども、いろんな要因を考えますと、必ずしもそうばかりではなく、仕事をこなしていくためには、ある程度の残業もというような、幾らか以前よりも考え方として緩くなってきているのかなと、そういうこともあろうかというふうに、私自身思っております。できるだけ、削減していくということには変わりはありません。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私は残業としては、町執行部としては、緩くなっているかということをしていただきましたが、前年比率で、126%を3年続けますと、200%、3年前の2倍という数字に到達いたします。やはり健全財政を一番圧迫するのは、人件費でありますので、既にここ2年間で残業時間というのが1.7倍にふえております。いつ起こるかわからない災害の復旧費が大幅にふえるとかいうのとは、わけが違うと思います。

それとも、職員の時間外勤務はある程度やむを得ないと織り込み済みなのでしょうか。ことしも、基肄城築造1350年事業等があり、まだまだ土日祝日や夜間に行われる事業がたくさんあります。再度引き締めをしていただきたいと思います。

続きまして、イ、時間外勤務がふえていることに問題はないかということでございます。

選挙は、私は想定範囲内の要因だと思います。御回答のほうに新規事業による時間外につきましては、やむを得ないものと思いますとの回答ですが、これは、町職員の皆様に必要以上に負担をかけている事業になっていないのでしょうか。

私も、若いころは仕事が面白くなると、より立派な実績を残すために、時間外であることや、コストがかかっていることを忘れて、仕事に没頭した記憶がございます。それを管理監督するのが町長であり、課長であると思います。

それから、長時間時間外勤務を長期にわたり継続することは、過重労働による健康被害だけではなく、職員の家庭生活、社会生活の観点からも望ましくないものと理解しているというのを回答いただきました。

そこで、総務企画課長の酒井課長にお尋ねいたします。

各課を通じて、一部の人に時間外が偏っていないか、調査はしてあるのでしょうか。それとも、1年間の残業時間とか捉えてあるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今末次議員が言われるように、人件費を削減するというのは、行政コストを下げるという面で、私たちがやっていかなければならないことというふうに、認識しております。

時間外につきましては、やはり職員に時間外がついていくということであれば、非常に問

題があろうかと思しますので、毎年順位を、順位といいますか、職員の時間外の時間、それから手当の額等をリストいたしまして、チェックしているところでございます。

その中でやはり出てくるのは、上位に来るのは、選挙があれば、選挙担当等の総務企画課等の担当になるわけですが、そちらの職員がやはり上位に来る。それから、いろんな新規事業で単年度とか、二、三年にわたってする事業がございますので、そういう事業を担当する職員は上位に来てしまうということがあるようでございます。

ただ、職員によって偏って同じ職員がどこに異動しても、時間外が上位に来るというようなことがないようにしております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、過去1年間で実際に個人的に呼び出しといいますか、時間外が多いよということで、どこの課でもいいですけども、個人の指導をされた課というのはありますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今申し上げたとおり、特定の個人が連続してずっと時間外が多いということはございませんので、個人で指導というのは行っておりません。これも、各課の課長でそれが1月とか続けば、各課の課長が当然管理しておりますので、指導していくということになるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、5番目として、健康面からの取り組みはなされているかということで、お伺いいたします。

世間では、既に何年も前からサービス残業、ブラック企業、過労死などの言葉が話題となっております。管理職の課長、参事の仕事量も含めて、職員の健康には気を使われていると思います。特定の人が長時間仕事をするということは、ありませんか。心配するのは、管理

職の過労でございます。肉体系だけでなく、メンタル面のケアはされておるのでしょうか。

そこで、酒井総務企画課長にお伺いします。

長時間労働者の面談、あるいは長時間ではなくても、職員の方の定期的なメンタル面のケアというのは、健康診断等、産業医の問診とかいろいろありますよね。そういうのは実施されているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

メンタル面については、年1回ストレスチェックということで、全職員についてストレスチェック表を渡して、点数化しております。その点数が高い職員については、今基山町のほうでは臨床心理士のほうで、月2回相談を行っておりますので、数値が高い職員については、臨床心理士による相談を実施しております。

また、精神科の産業医もいらしておりますので、そういう病気、精神面の病気等があるような場合については、産業医に診察をしてもらうように、実施しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

臨床心理士ということをおっしゃいましたけれども、臨床心理士というのは、当然常勤ではないと思うんですが、どういう形で雇用といいますか、お願いしてあるのでしょうか。周辺の自治体との協働でとか、そういう形なのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

これは、臨床心理士については、月に2回、雇うというか、来ていただくように契約をして来てもらっております。雇用契約を結んで来ていただいているということはありません。臨床心理士につきましては、学校の相談もやられておる臨床心理士のほうに依頼をしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、昨年平成26年度1年間の月別の時間外勤務表というのをちょっと出していただきましたので、見させていただいているんですけども、平成26年度は、2,591時間と部署別で一番時間外勤務が多かったのが、総務課でございます。今年度より総務企画課となっておりますが、酒井総務企画課長にお伺いたします。

たとえ話ですけども、きょうが水曜日だったとします。午後4時ごろになって、ある係長のほうより、来週月曜までに作成しなければならない資料があるので、これをまとめたいので、きょう残業したいという申し出があったとします。酒井課長としてはどういうふうな対応をしているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

きょうが水曜日であれば、当然ノー残業デーですので、できれば残業をしないで、その仕事終わる日にちまでには、業務を終わらせていただきたいというのがございますけれども、どうしてもきょうやらないと間に合わないようであれば、当然時間外をしてでも業務をしていただかないと間に合いませんので、それは時間外を許可することになります。水曜日はノー残業デーということで決めておりますけれども、職員については週に1回は残業をしない日を水曜日ではなくて、水曜日はどうしても業務をしないといけない日ということであれば、別の日を残業しない日ということで、職員自身がコスト意識なり、健康面の配慮をして、自分自身が意識改革をして、業務を遂行してもらいたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

せっかくノー残業デーということで、今一応水曜日を設けられているわけでございますね。私は昨日、昨日水曜日でございます。基山の役場、ちょっと前を通りかかりました。役場の庁舎を見ますと、1階から2階、3階とも8時にはまだ明々と電灯がついておりました。

ノー残業デーというのが、何かただ形骸化しているんじゃないかなというふうに思います。どこの課ということは、きのうちょっと確認はしておりませんが、何人かの人が庁舎内を動いておられるのが確認できました。

だから、私が思うにやっぱりノー残業デーというふうなことを決めたら、基山町の役場内である程度覚悟、意思を強く持って対処すべきだと思います。

回答の中に、ノー残業デーは定時退庁をする日とありますが、強制力はどれぐらいあるんでしょうか、酒井課長。あすでもよいと強く言える、逆に断ると何か人事面での影響とかもあるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

ノー残業デーにつきましては、職員の心身のリフレッシュをするとか、健康管理のためにしていただくということですので、ノー残業の日は残業をしない日ということで、総務企画課としては、徹底して残業をしないようにしていただきたいというのが、そういう思いでございませけれども、先ほど申し上げましたように、時期によってやはり各課の繁忙期というのは存在しますので、どうしてもしないといけない日というのは出てきますので、それはやむを得ないかなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、続きまして、小森町長にお聞きしたいと思います。

職員の皆さんの意識というのが、まだ十分に浸透していないんじゃないかと私は思っております。私の中では、ノー残業デーは、絶対に定時に帰らなくてはならない日と認識があります。仕事をしたくてもできないくらいの強制力が必要だと思っております。

ただし、翌日に2日分も残業されては困りますけれども、ノー残業デーを例えば水曜日にする、課によって、場合によっては今後の対応ですけれども、水曜日はできないという課でも週1、残業しない日を決めたら、最高責任者である町長と、それを遂行し確認する課長の強い意思と実行力が必要だと思います。小森町長、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ノー残業デー、せっかくそういうことをやっておるんですから、その辺をやっぴりもっと

もっと徹底といいますか、強く指導していかなきゃいかんというふうに思っております。私もきのうも、実は早く帰りました。そして、きょう何曜日かいなというようなことで、逆説的に問いかけをしまして、そしたら、きょうは水曜日ですよというようなことは職員も言っておりましたので、その辺のところは意識づけはある程度できておるかなと思います。

きのうに限らず、私もやっぱり5時過ぎ、5時15分までですから、5時半から6時ぐらいの間には、大体帰るようにはいたしておりますので、そのときに電気がついておれば、人が残っておれば、本当言うと、頑張れと、ありがとうと言わなきゃいかんのもかもしれませんけれども、できるだけ早く帰るようにはね、というようなことは声かけはいたしております。

それと、さっきちょっと言い忘れておりましたけれども、今もちょうど地方創生といいますか、そういう事業がいろいろ入ってきておりますので、それから総合計画、地方創生にまつわる総合戦略策定ですか、それからそれともう一つは、今議会でも審議いただいております総合計画、この辺の業務も重なっておりますものですから、ちょっとやっぱり多いのかなという感じはいたしておりますので、これからやっぱりいろんな健康面、あるいは財政的な面、いろんなことも考えて、もっと残業を減らしていくというようなことはやっていきたいと思っております。

以前は、本当によその市役所といったらおかしいですね。役場とか何かを、あんな電気がついておる、何やっているんだろうなどと、あれはちょっと問題だねというようなそういう議論もやっておりましたけれども、今やちょっとうちがそういう形にもなりかね、かかっているのかなという気もしますから、その辺は徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

一般の職員の方の意識は、直接はお聞きしていないんですけれども、帰れと言われたら困るというふうな方が、逆にいらっしゃるのかなというふうに思います。早く帰らなければならぬのは職員の負担になっているんでしょうかね。もし、早く帰れ、帰れと言われても困るという方が多いのであれば、これはもう職員数が足りない状態ではないんでしょうか。

それでは、6番目として経費削減の観点からどうかということで、城本財政課長にちょっとお聞きしたいと思います。

昨年度1万1,385時間の残業がございました。1時間当たり職員として2,000円として計算

すると、2,277万円になります。私が心配しますのは、これからますます財政が厳しくなる中に、残業代がふえていかないかということでございます。この金額というのは、ある程度やむを得ないとお考えでしょうか。それとも余裕があるのでしょうか、まだ。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃいますように、財政の中で人件費というのは非常に大きなウエートを占めておりますし、時間外がふえるというのは、財政的に考えれば非常に苦しいことでございますけれども、その時間外によりまして生み出すものを基山町にとって、有意義なこと、その金額以上のことを生み出すということをしていただければ、財政としては極力縮減はしていただきたいんですけれども、今申しましたようにそれだけの効果を上げていただければ、致し方ない面もあるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私は、新しい事業を企画立案し、運営することには大賛成でございますし、水を差すつもりもございません。多少のチャレンジ、大いに結構でございます。数多くの事業をすると、それだけ経費もかさみますが、対策はお考えでしょうか。町長含め執行部の方が一番悩まれるところだとは思いますが、そこで酒井課長お伺いいたします。

2点ございまして、1点目が休日出勤に対し、適切な代休取得はされているのでしょうか。

2番目に、いわゆるサービス残業というのが実際に発生していないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

休日勤務の代休については、職員については、とるようにいたしております。振替日につきましては、大体年間90日程度、全職員ですけれども、振替をとっているような状況でございます。サービス残業については、やはり残業の未払いになりますので、業務で残っている職員については、サービス残業の未払いについてはないという認識をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

仕事をきちんとしていただいたら、必ずその報酬を支払わなくちゃいけません。サービス残業が発生しないように、御指導、監督、よろしくお願ひいたします。

続きまして、臨時職員、再任用職員等も含めて、適切な人員になっているかということでございます。

小森町長にお聞きいたします。ことし4月に役場内の組織が変更されました。新組織発足以来、各課長なり、集めて人員の配置、仕事量等が適当かということ、あるいはまた職員の皆さんへの聞き取りというのは、実施されましたでしょうか。小森町長お願ひいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私のほうから各課課長も、そして配置、そういうところまでは、そこまではやっておりません。当然、課長たちとは話をして、これくらいという要望は出ますから、その辺のところはやっぱり取り入れて、人員の配置をやっておるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひ9月で半年終わるわけですので、各課長さんなりを管理者の方は集められまして、実際どうなんだということを、実施していただきたいと思ひますし、また場合によっては人員の途中での変更というのもやむを得ないかと思ひますので、ぜひ実施をお願ひいたします。

続きまして、町の条例で定める職員数というのを調べてみますと、基山町職員定数条例で、町長の事務局職員が定数130に対して、現在123名、議会の事務局職員が定数3に対して3名、教育委員会事務局職員が定数31に対して、18名、教育委員会の事務職員と申しますと、給食センター、図書館とか学校の事務職員でございますが、この中で時間外の一覧表を見ますと、給食センターなり学校、図書館等が非常に時間外は見受けられないような状況でございます。やはり時間外というのは、どちらかというと職場、役場の事務局職員、要するに役場で通常働いている職員の方に集中しております。

そこで、酒井課長にもう一度お伺ひいたします。

やはり、法に従わなくてはなりません。憲法があり、労働基準法があり、地方自治法がございます。ちゃんと法律というのは、遵守されていると思いますが、1日何時までは仕事をしたい、例えば幾ら残業をしたいといっても、11時、12時までしたいのか、週に通常40時間ということが大体決められておりますよね。それでいいのか。あとは、月間に何時間したらいいのか。年間に何時間したらいいのかというのがあると思いますが、どのように把握されているでしょうか。日、それから週、月、年間というのでわかればお答え願います。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

基山町においては、時間の月日、年間の上限については定めてはおりません。民間では、三六協定とかで、上限を決めて過重労働にならないようにしておりますけれども、基山町ではそういうことは決めておりません。ですから、災害とかは当然夜中一晩中出たりもいたします。

厚生労働省の判断基準としては、そういうものを設けております。月100時間を超える時間については、産業医との面接指導を受けなさいとか、そういうものを決めておりますので、そういうものに従っていきたくております。基山町の時間外につきましては、今末次議員のほうから総時間等を述べられましたけれども、基山町の1年間の選挙を除く時間外につきましては、平成26年度は年間で70時間、それから25年度につきましては年間で60時間程度になっておりますので、そこまで上限は設けておりませんけれども、月に100時間とか、そういう月に50時間等もある職員はいないというふうには認識しております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

年間とか月間で見ますと、ないようでございますけれども、やはり日というのもありますので、例えば9時過ぎたらだめとか、ある程度の標準時間というのを設けられたら、どうなんでしょうか。もう11時とか12時までするというのは、緊急やむを得ない場合はしようがないんですけれども、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

やはり1週間程度10時まで残業するとかという場合は、記録が残っておりますので、そういう場合は、管理職にこういうふうになっているけれども、業務の把握はどうなっていますかと、まだ続くんですかというような指導はしております。当然、女性の職員が1人で残業したりするということもあるかと思っておりますので、早く帰るように指導をしているところでございます。そういう基準を設けるといのは、今後考えてはいきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

過労死が多分問題になったところですかね、平成21年2月に人事院の事務総局職員副支局長よりの通達がちょっとあるので、読み上げてみます。

これはちょっと時間的には先ほど言われたのよりも、時間が大分多いんですが、1年につき360時間を目安として、これを超えて超過勤務させないように努めること。この目安の時間に向けて、超過勤務をできるだけ縮減するために、業務のあり方や、処理方法等について見直しを行い、業務の廃止を含めた事務の簡素化、業務処理方法の改善、計画的な業務執行に努めることとあります。それと、職員が退庁、要するに帰りやすい環境整備に努めることが示されております。

日本語の中で役人を批難したり、やゆする言葉として、お役所仕事というのがございますよね。私も、この言葉自体は好きではないんですが、住民のサービスや要求に流される傾向にある今の社会においては、逆に仕事のメリハリをつけたお役所仕事というのも大いに歓迎するところでございます。

町民の皆様は、よりよいサービスを求めますし、町としてもできる範囲でそれに応えなければなりません。住民の皆さんの声は大切ですが、要望に100%応えることもできません。100%応えておりますと、24時間で役場は住民サービスをしなさいにつながりかねません。この微妙なバランスが町長、そして課長の判断に委ねられているのでございます。

そこで、松田副町長にお伺いしたいと思います。これだけ今いろんな事業をしてあって、残業時間がだんだんふえてきております。今年度もどうでしょうか、縮めてみないとちょっとわかりませんが、何かうまい良案はないものでしょうか。例えば出退勤時をずらすシフト制とか、そういうのを活用してあるところがあるとか、うまく臨時職員が使えないか

とかいうところがありますが、松田副町長いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

まず、超過勤務につきましては、予算面の話と健康面の話に分けて考えなきゃいけないかと思っております。特に、予算面は今の厳しい財政の中で抑えるように努力しなきゃいけないというそういうことになると思います。健康面が一番大事だと思っておりますので、特に一定の職員に残業が続くようなそういう形になるのが一番まずいというふうに思っております。

あとは、その対策なんですけど、まずは残業の現状を各課長さんにきちっとわかっていただくということが、まず第一だと思っております。そして、役場ではまだできておりませんが、人事異動がどうしても1年に1回というのが今の大体のルールでございますので、その辺をフレキシブルにやれるような感じも必要かというふうに思っております。

既にやっておりますけれども、3年間の任期つき採用、臨時的任用、それから協力、サポートしていただく方々としての地域おこし協力隊とか、集落支援員の採用、こういったパーマネントではないような人員の採用みたいなものも、今後また積極的に考えていながら、基山町の発展と役場の職員の幸せを両立できるように、少しでも進めていければなというふうに思っております。

最後に、今いろいろな事業で役場の職員の皆さんが非常に御苦労というか、頑張っていることに感謝申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今後ともより柔軟な対応で、リーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

職員のやる気をそぐことなく、時間内に処理しようとするコスト意識を、職員に持っていただくように指導していただきたいと思っております。地方創生の狙いでもある地方の発意と自発的な取り組み、すなわち、他市町村にないアイデアと斬新な事業が必要になってくると思います。萎縮せずにやっていただきたいが、だからといって町の財政が悪化することはできません。無駄をなくして、効率よくというのをモットーに町執行部の方のリーダーシップに期

待しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、空き家についてでございます。先ほど町長のほうより御答弁いただきましたけれども、人口増につながる施策は法的にもいろんな縛りがある、すぐに解決できるものでもございません。基山町は、都会であって田舎のような中途半端な位置にはありますが、これを中途半端な結果に終わらせることなく、きちんとしたまちづくりをこれからもしていただきたいと思っております。そして、一方で、しっかりと確実に対応していただきたいと思っております。

一番目のまちづくり課に定住促進室が設けられましたが、具体的にどのように進んでいるのでしょうかということで、アとして空き家対策の進行状況をお聞きいたしました。既に、中山間地を含めて調査を始められたと聞いておりますが、問題点は今の現在でございませんでしたでしょうか。阿部室長、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

お答え申し上げます。

現段階においては、調査の準備を行っているところでございまして、調査はまだ開始はしておりません。そこは、ちょっと明確に申し上げたいと思っております。

ですので、今後問題点につきましては調査結果を踏まえて、検証していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

準備の段階ということでございますが、いろんな農地法とか、空き家の法律等、条例、いろんなのができておりますが、法的にちょっと障害になるような法というのが今の段階で何かあるのでしょうか。それとも、それはクリアできるとお思いでしょうか。阿部室長。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

ちょっと法的な障害というのが済みません、お答えできかねますけれども、今回調査を行

うに当たりまして、町長の答弁で申し上げておき、特措法の関係並びに空き家を活用したいということでの調査を行いたいと思っております、こちらの調査に当たりましては、今月もしくは来月上旬にかけて、調査開始を行いたいと思っております。1カ月間かけて行いたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

これはもう小森町長にお伺いしたいんですけれども、空き家問題というのは基山町の一番これからの定住促進の課題としては、大きな問題だと思っております。この解決なくして、基山町の未来はないとも思っております。よりスムーズに調査ができるように、私としてはやはり役場の問題、まちづくり課の問題、そして定住促進室の問題ではなく、基山町一帯としてこの問題に取り組んでいただきたいんですが、例えば区長会とか、そういうところへの働きかけというのは何かされているのでしょうか。一緒にやりましょうとかいう言葉で。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

一言で空き家、空き家というような使われ方しますけれども、1つには特定空き家、そういうふうな考え方もあろうかと思っておりますので、それはそれでやっぱりしっかり取り組んで特措法なりなんなりということで、取り組んでいきたいと思っておりますし、議員今おっしゃっているのは、そういうことじゃなくて、やっぱり転出されて空いている家というような感覚だろうと思っております。

だから、それにつきましては、何年前かに区長さん方にも調査をお願いしたりもいたしました。そういうことで、これからもやっぱり本当の地元地元でのつぶさな状況というのは、区長さん方にある程度の協力を願わなきゃいかんというようなことをございますので、その辺のところから、ひとつつぶしていきたいなど、そして比較的以前は基山町、空き家は少ないんだという認識持っておりましたけれども、決してそうでもなかろうというふうに思いますので、空き家がないような、そしてそれから先どうするか、町が介入してあっせんするか何とかとかいうか、そういうことまで本当にできるのかどうか、その辺もあわせて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

いろいろ空き家というのは、持ち主、家主だけじゃなく、周辺の住民の皆さん、そしてその地区の世話人さんたちの協力というのがあって、初めて成り立つものだと思っております。ぜひその辺をかみ合わせて、早期に少しずつでも解決していただきたい思います。

続きまして、基山町というのは山の中にある限界集落でもございません。都会にも非常に近く、幾らでも人口の流出はとめることができる地域だと私は認識しております。

民間主導が理想なんですが、そこにまちづくり課の斬新な施策を入れ、不動産業者等との連携により、空き家が埋まるのではないかなというふうに思っております。民間だけでスムーズに空き家の売買が行われて、解決していけばいいんでしょうが、なかなか難しいところもあり、官民一体で進めるのも1つの手かと思いますが、定住促進室としては民間の業者等の連携というのは、お考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

今後実施を予定しています空き家バンク等の制度を考えておりますけれども、その制度につきましても、やはり仲介していただけるような不動産業者との連携が必ず必要になってきます。最後の売買取引までの仲介は、役場職員としてはできませんので、その点において不動産業者と必ず協力して、連携をとっていくというのが重要になってきます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

できるだけ民間の力もかりて、よりよいまちづくりをしていただきたいと思います。

イとして、一、二年後にはどうなっているかということをお聞きいたしました。私としては空き家の調査だけでなく、空き家の調査となりますとどうしてもその地域、その家、建物周りという形になりますが、逆に空き家といいますか、基山町に住みたいという希望者の御意見というの、非常に大事になってくるかと思えます。

今阿部室長のほうより、空き家バンクというふうにお答えいただきましたが、空き家バン

クというのはネットなりで検索して、基山町を調べて、空き家があるということになると、ああ、これぐらいかなということで値段とか、場所、駅までの時間、周りの施設、教育施設なり、子育て、いろんなものを調べると思います。その辺は非常にこれから大事になってくると思いますので、ぜひ対応をよろしく願いいたします。

それで、特に希望者の意見というのをやっぱり取り入れるような箇所を設けていただいて、ネットをせっかく、基山町の空き家バンクをあけていただいたら、基山町はちょっとここが悪いんじゃないかという率直な若い世代の声が入るような形にさせていただけたらなと思いますが、どうでしょうか。何かうまく。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

その点につきましては、他自治体の先進的な事例も含めまして、研究したいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

よろしく願いいたします。

それで、ウとして、中山間地の大型開発との区別はどのように分けてあるかということで、御質問をいたしました。回答といたしましては、市街化区域と市街化調整区域ということでございましたけれども、私がもう一つ聞き方もまずかったんですけども、聞きたかったのは、中山間地の空き家、それからけやき台とか、三井ニュータウンの空き家、それともう一つは駅前周辺の商店街も含めたようなところの従来からある基山でいいますと、基山口周辺とかよく言いますよね。そのあたりの店舗等も含めた空き家でもございましたので、お答えとしてすぐできるどうかわかりませんが、駅前周辺等の民間の空き家はどういうふうにお考えでしょうか。阿部室長、どういうふうな活用ができるかと。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

商店街も含めたところということでございますけれども、その商店街、関係各課と連携図

りながら、その点につきましても、今これから検討してまいりたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

やはり駅前というのは、一番これから基山町に住もうかという若い世代の方、一番気にするところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、中山間地域ということで御回答いただきました。こちらのほうが50戸連たんの活用ということでございましたけれども、一昨日ですか、久保山議員の方からも質問がありましたけれども、この50戸連たんというのが実際中山間地の集落に行きますと、なかなかイーブな問題で、家庭的な問題、周辺の住民の意識の問題とあって、非常に難しいところがございます。現代の若者の傾向ですけれども、比較的広い宅地があって住宅があるようなところでも、本来であれば2世帯、3世帯で住めるんですけれども、若い夫婦というのはなかなか同居をしたがりません。じゃあ、周りに50戸連たんであるから、分かれて、土地はあるぞとか言われても、すぐには周り、家の周辺の昔からのしきたりとかがあって、なかなか入りづらい状況になっております。

だから、これからはやはり今基山町の中山間地はほとんど兼業といいますか、兼業でも農業からもう離れようかという方が多いのでございます。それを引きとめるためにはやはり50戸連たん等も含めて、費用はかかるんですが、そういうふうなものも促進しなくちゃいけないかと思っております。ぜひ、これも大変ではございますでしょうけれども、中山間地にいらっしゃるような分家の方とか、今はとりあえず借家でお住まいの方等の声も聞いていただきたいと思えます。

そこで、思うんですけれども、何か基山町独自にそういうふうな50戸連たんをしやすいような優遇措置、完全に1戸別に分けると、ほとんどの税金というのがそれぞれにかかってくるわけですけれども、何かうまいような措置というのはないんでしょうか。私もちょっとその辺勉強不足で、わからないんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

例えば50戸連たんを積極的にうまく活用して、住宅促進というか、人口増に向けたという

ことにつきましては、私も今の段階では思いつきません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私も身内等も含めて、今後は特に若い人たちが、なぜおまえ親と一緒に住まなのか、なぜこの辺に分家で分かれんのかというのは、今後も調べて、ぜひこういう場で生かしていきたいと思っております。

それから、7番目に市街化区域の残存農地についてということですが、私が町内を見て回ります限り、残存農地というのは余り優良な宅地化できる場所は少ないように見受けられます。

そこで、先日慶応大学の学生さん、お見えになっていろいろな率直な御意見を聞かせていただいたんですが、阿部さんもまだ来られて半年余りでございますけれども、慶応大学の学生さんになったおつもりで、率直な御意見というのを、基山町とはこんなもんだというかな、ここがやっぱり悪いよなという、内部の人間じゃなく外部としての御意見をお聞かせ願いたいんですが。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

私もことし45歳になりまして、約半分の年齢にさかのぼって頭を振り返った気持ちで答えますと、おっしゃるように、市街化区域内の残存農地というのは、まだまだ開発できる残存農地はあるように思いました。そこが、第一義的に優先すべきではなかろうかと。議員おっしゃいますように、中山間地域、市街化地域分かれてはおりますけれども、非常にコンパクトな、いい意味で非常にコンパクトでいい町だと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ありがとうございます。私も阿部さん以上に基山町には思い入れがありますので、もう大

好きでしようがないので、議員になったぐらいですので、ありがとうございます。

続いて、最後にもなりますけれども、2025年度の人口目標1万8,000人というのが示されておりますけれども、私としてはこの基山町の利便性から考えると、決して無理な数字ではないと思っております。ただし、手をこまねいて何もしないと、もう一番最悪の結果、1万2,000人ぐらいですか、という数字もあり得るかと思えます。

町長、どうでしょうか。やり方次第によってはどうか、間違いなく2025年というのは目標達成できるでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

1万8,000人というのは、今の状況で考えますと非常に厳しい数字かというふうに、私自身も思っております。しかし、これは努力目標、そして議員もおっしゃっていますように、努力すれば決して不可能じゃない数字かなという、その辺の数字じゃないかなというふうに思っております。

それから、慶応大学、よく出ますけれども、子供たちが言ったのは、人口減少が悪いんですかというような問いかけ、その後に人口減少の減り方というか、経緯、その辺を、それから内容的なもの、それをしっかり捉えなきゃいかんというような子供たちもやっぱりそういう目で見ておったようでございます。

私ももうほとんど最後みたいなものかもわかりませんから、ちょっと申し上げさせていただきますと、この前基山の上からある県のトップの方と下を見て、あれが駅前ですよ、こっちは筑紫野、小郡、こっちは鳥栖、この中で人口減らしちゃいかんと思って頑張っておりますと、そして農地もこれだけやっぱりあるんだから、大切にしたい。あとは山ですよなんていうような話を2人で下を見ながら、やりました。そうすると、トップの方おっしゃるのは、いいバランスでできていますねと。まちづくり、これから人口もありますけれども、余り急がないで、じっくり考えてやられたらどうですかというふうな、非常に耳に残りました。これは、勝手な私の取り方かもしれませんが、そういうことで、これからやっぱりやっていくいい環境のもとに、そうすれば人口もまた1万8,000人にもなるというような、そういう考えでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうですね、やっぱり無理なく、焦らず、しっかりと進めていただきたいと思います。

それと、最後になるんですけれども、中古住宅とか、空き家と言っていますけれども、何か余りネーミングがよくないですね。と思いませんか。基山町、空き家バンクとかつくるときには、空き家バンクというのは一般に通称で知れ渡っているので、やむを得ないんですが、中に入っていくとちょっと違うような呼び方で、ネーミングをしていただいたら、どうかかなと思っています。

私が1つ考えてきたのは、オータムハウス、関西弁ふうに言うと、秋や、という感じですね。そういうふうになんかインパクトのある、空き家とか、中古住宅というのと呼び名を変えてこれからは基山町の空き家対策に進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で末次 明議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩します。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保由美子議員。

○2番（大久保由美子君）（登壇）

皆様、こんにちは。

8日より始まりました一般質問、いよいよ最後の質問者となりました2番議員の大久保由美子でございます。

今日は、傍聴にお越しの皆様には、貴重な時間を議会にお越しいただき、まことにありがとうございます。

さて、議員になり、これまで全てのことが初めての連続で、まだまだなれずに戸惑っております。今はただ行政組織の業務の把握や現在、そしてこれから取り組まれる行事の情報収集や、相談を受けた町民の方々の要望について、解決に向けて試行錯誤しながら、日々活動

をしているところです

6月議会では、議員になって初めての一般質問がトップバッターで、経験不足から持ち時間の配分や、質問の組み立てがうまくできなかったことが大きな反省でした。

それでは、1回目の一般質問に入ります。

質問事項の1、固定資産税の課税誤りについて、質問します。

残念ながら、固定資産税の課税誤りの報告が7月にありました。我が家も対象になっておりました。税務課の職員の方が説明に見えて、山林への課税地目変更による課税標準額の誤りでしたが、変更による税額は100円未満でしたので、年税額は変わりませんでした。

ところで、固定資産税の課税誤りについては、近年では平成24年度、25年度、そして今回と3回目です。

そこで（1）平成24年度の木造併用住宅による課税誤りに対して、再発防止をどう図られたのか。

（2）平成25年度の住宅用地に対する適用誤りに対して、平成24年度の課税誤りの再発防止が生かされなかったことへの原因と、職務の危機管理をどう図られたのか。

（3）ことし7月に報告された課税誤りについて、再三起きる課税誤りの再発防止策のマニュアル等を作成されたのか。

次に、質問事項の2、町道の安全管理について質問します。

6月議会で、栗野議員が町道の維持管理について、舗装がえや補修等についての質問をされましたが、今回私は道路の路面標示について質問します。

町内の道路を見て回ると、路肩の白線や横断歩道、止まれ、動流線などの表示が消えかかっている道路が数多くありました。議長のお許しを得まして、町長、副町長、担当の建設課長に数枚ですが写真を配付しております。これはほんの一部でございます。

そこで、（1）昨年からことし8月までの町内における交通事故は何件あったのか。

（2）路肩の白線や横断歩道、止まれの道路上の文字が消えかかっている道路が多く見られるが、安全対策への定期的な道路のチェックはされているのか。

（3）担当課で現在把握されている修理が必要と思われる道路は何カ所あるのか。

（4）年間の道路修理の予算は確保されているのか。

次に、質問事項の3、基山保育園の改築について質問します。

同じ町内にあるたんぼぼ保育園は、昭和56年10月に新築開園されました。しかし、昨年建

設から34年経過した保育園を取り壊し、ことし6月に木材に至るところに使用した明るく機能的な保育園を改築されました。

ところで、基山保育園は、たんぼぼ保育園より6年前の昭和50年5月に竣工され、築40年経過した保育園です。昨年の平成26年3月議会において、大山議員が基山保育園の建てかえについて質問をされてから、約1年半がたちました。その後の検討状況も含めて質問します。

(1) 建設から40年経過している保育園の改築について、町長のお考えを示してください。

(2) 仮に改築する場合、立ち上げの計画から改築終了までに、おおよそ何年かかるのか。最後の質問事項、4、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について質問します。

今全国の地方自治体では、地方創生に向けて総合戦略の策定をなされています。

そこで、(1)今年度中までに策定を課されているが、策定中の第5次基山町総合計画との整合性はどうか。

(2)総合戦略が目指す大きな目標と、基山町としての課題と策定ポイントは何か。

(3)策定計画の進捗状況と、対象期間は。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、大久保由美子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1項目めでございます。固定資産税の課税誤りについて、(1)平成24年度の木造併用住宅による課税誤りに対して、再発防止をどう図ったかということでございます。

平成24年度に報告しました木造併用住宅に係る評価替え漏れによる課税誤りに関しましては、再発防止策として家屋評価替え作業マニュアルを、平成24年11月に作成し、チェック体制の強化を図っております。なお、平成27年度の評価替え作業につきましては、この家屋評価替え作業マニュアルを平成26年11月に改訂し、その改訂版マニュアルに基づき、評価替え作業を行っております。

次に、(2)平成25年度の課税誤りに対して、昨年の課税誤りの再発防止は生かされなかったことの原因と、職務の危機管理をどう図られたかということでございます。平成25年度に報告しました課税誤りにつきましては、住宅用地に対する課税標準の特例の適用誤りによるものでございました。

経過といたしましては、前年度の木造併用住宅に係る評価替え漏れによる課税誤りがあり、調査及び確認を行っていた事案でございます。この課税誤りに関しましては、再発防止策として、住宅用地の特例措置適用確認チェックリストを作成し、当初賦課前に特例適用漏れがないのかの確認を行っております。

(3) ことし7月に報告された課税誤りについて、再三起きる課税誤りの再発防止策のマニュアル等を作成したかということでございます。今回の課税誤りにつきましては、課税システムの入力ミス及び成果確認が不十分であったことが原因でございます。今後このような課税誤りを繰り返さないために、再発防止策として、業務全般にわたるマニュアルの再編、作業確認リストの作成を現在行っているところでございます。

また、課税システムについて、論理チェック機能等の改修を検討していきたいと考えております。

税務担当職員はもとより、全職員がこれまで以上に危機意識を持って、日々の業務に取り組んでいく所存でございます。

2項目め、町道の安全管理について、(1) 昨年からことし8月までの町内において、交通事故は何件あったかというお尋ねです。町内での交通事故は、平成26年1月から12月までは441件、このうち人身事故104件、物損事故337件です。平成27年1月から7月までは120件、このうち人身事故が60件、物損事故が60件、計の561件でございます。

(2) 路肩の白線や横断歩道、止まれの道路上の文字が消えかかっている道路が多く見られると。安全対策への定期的な道路のチェックはされているのかというお尋ねです。

道路のチェックにつきましては、職員が巡回するものや、地域の交通安全指導員等から、連絡をいただくものがあり、地域と連携して行っております。なお、道路交通上の路面標示となる文字等については、公安委員会、警察が所管するものと道路管理者が所管するものと2種類ございます。

(3) 担当課で現在把握している修理が必要と思われる道路は何カ所あるかというお尋ねです。町道の管理につきましては、建設課で行っておりますが、現在把握しております道路の修繕箇所は4路線でございます。

(4) 年間の道路修理の予算は確保されておるかということです。道路修理の予算としては、町道で管理する道路延長が多いため、幹線道路等で交通量が多い道路と、その他生活道路とに分け、道路機能維持面等から、必要性の判断を行い、予算の確保へ進めておるところ

でございます。

3項目め、基山保育園の改築についてということ、(1)建設から40年経過している保育園の改築について、町長の考えを示せということでございます。基山保育園は老朽化とともに、建てかえの検討が必要な時期を迎えております。現在策定作業を進めております公共施設等総合管理計画の中で、検討していきたいと考えております。

(2)仮に改築する場合、立ち上げの計画から改修終了までにどのくらいかかるかと、何年かかるかということですが、たんぼぼ保育園の改築計画が平成25年度から始まり、今年度5月末に竣工したことを考えますと、改築するとした場合、3年程度かかるのではないかと考えます。

4項目めです。まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。(1)策定をしておりますが、策定中の第5次基山町総合計画との整合性はどうかということですが。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少と地方経済縮小の克服と、まち・ひと・しごと創生と、好循環の確立を目指した計画となります。現在策定しておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略は、第5次基山町総合計画の事業のうち、まち・ひと・しごと創生に関連する事業について、総合戦略に盛り込んでおり、総合計画との整合性を図っております。

(2)総合戦略を目指す大きな目標、基山町としての課題と策定ポイントは何かというお尋ねです。現在、若年層の転出超過や、少子高齢化が進行し、将来人口が減少していくことが大きな課題となっています。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、この課題を解決していくため、若年層の転出抑制や、定住人口の増加を図る取り組みとして、基本目標に新たな雇用を創出する通過点から、交流拠点へ、子供を育てたくなるまち基山を目指してなど、6つの柱を設定しております。

(3)策定計画の進捗状況と対象期間はということでございます。総合戦略策定につきましては、策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、まち・ひと・しごと創生推進会議を設置し、御協議をいただいております。会議については、これまで2回開催し、素案に対する意見を伺っております。総合戦略の策定につきましては、10月中を予定しております。総合計画の対象期間につきましては、平成28年度からの10年計画となっておりますが、総合戦略の対象期間につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間計画となっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

これより、2回目の質問に入ります。

1、固定資産税の課税誤りについてですが、今回の課税誤りの件数、金額、納税者への対応を簡単に結構ですので、説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

まずは、今回の課税誤りにつきまして、町民の皆様、納税者の皆様に大変御迷惑をおかけしたことを、おわび申し上げます。

内容につきましては、件数といたしましては、延べ35件の方々に税額にいたしまして、48万1,700円の過大課税をいたしておりました。

対応といたしましては、6月26日ぐらいから対象者の方々へ訪問等をさせていただいて、おわびを申し上げるとともに、経緯を御説明し、還付の御案内を差し上げて、御理解をいただいていたところでございます。

還付につきましては、8月21日で全件還付を終了いたしております。還付ではなく、平成27年度の課税の分の減額による対応ということで、そちらにつきましても7月中に処理を終えているところでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それでは、その訪問なされたときに、納税者から何か御意見等もあったと思うんですよ。簡単というか、報告できる範囲内で結構ですので、もし説明いただけたらお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

私が聞いている範囲では、今回の案件が全て還付、減額ということでしたので、納税者の

方から確かに苦言はいただいた部分はあるんですけども、トラブルといいますか、そこま
で大きな状態にはなっていないということは聞いております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。では、なぜ今回の課税誤りがわかったのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

時期的に言いますと、5月中旬でございましたけれども、今年度の固定資産税の課税内容
のチェックといいますか、確認をしております、職員のほうが気づきました。内容といた
しましては、課税標準額が評価額と同じ案件を見つけまして、本来雑種地でいいますと、課
税標準額というのは評価額の70%で抑えられるべきところですが、それが同額であったため
に、これはおかしいということで気づきまして確認をいたしたところ、先ほど申し上げた件
数が出てきた次第でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

これは、5月中旬とおっしゃいましたけれども、要するに固定資産税の納付書等を発送す
る前に、担当職員が入力操作した際、ほかの職員がチェックするなどの過去2回の再発防止
対策から、相互チェックなどそういうことはなかったんですか。5月に確認するというのは、
ちょっと遅過ぎじゃないでしょうかね。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

議員おっしゃるとおりだと思います。本来ですと、3月中、前年の年度末までに固定資産
税の課税台帳の整備をして、きちっと課税内容を固めるべきところですが、実際26年度中に作
業をしていたわけでございますけれども、今回の誤りの案件が課税システムへの入力誤りが
まず第一義的に誤りでした。出てきた結果をチェックするわけですけども、そのチェック

の不足があったということでございます。

4月は5月に納付書を発送いたしますので、その準備をいたします。例えば納税者の方の異動、転居転出等も調べてまいりますし、いろんな作業をしております、なかなか時間的にもそこまでの、4月にはそういうチェックができなかったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

4月までにできなかったんですか。でも、過去2回の誤りがあるから、そういう防止策としては、その前にやはり、そして去年の秋からですか、27年度の分については入力が始まっているというふうな説明だったと思いますけれども。

それでは、次に、平成24年度の課税誤りで、再発防止策につくられた家屋評価替え作業マニュアルを先ほどの説明の中で平成27年度の評価替え作業にも使用したと説明がありましたが、それはちょっと私も、評価替えと今回のミスの入力というところはよくわかりませんが、このマニュアルを使用してでも入力ミスが出るものですか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

平成24年度に報告した分の対策のマニュアルと、今回の案件は別でございます。平成24年度に報告しました木造併用住宅に係る評価替え漏れの対策として、その評価替えの作業マニュアルをつくっております。そのマニュアル自体は家屋評価の考え方とか、計算方法とか、あと年間スケジュール等を定めて、それに作業確認のチェックリストをつけて、作業が終わりましたら、担当係長、課長のチェックを受ける、決裁を受けるというふうなマニュアルになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。要するに今回は家屋評価替えのマニュアルではないところでの、単純な入力ミスだったということですね。では、その次に課税誤りの原因は、先ほどもおっしゃいましたけれども、課税システムの入力ミスと、成果確認が不十分だったのが原因と説明を受け

ましたが、成果確認とは通常どのような確認をされているのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

例えば土地の課税の担当がおりまして、主担当と副担当と決めておりますので、お互い入力をして、データを交換し合ってチェックをし合う、ダブルチェックをかけるというふうなやり方を想定したんですけれども、その確認が不足をしておったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

やはりダブルチェックは、通常なさっているわけですね。それでも、なかなか入力ミスが2人いてもわからなかったというところですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

そうでございますので、一応対策といたしましては、課税システムの操作手順書というのはございますけれども、確かにわかりづらい部分があったので、今は係内でその作業手順書の見直し、再編を今行っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。では、再発防止のために課税システムの論理チェック機能の改修を検討したいということは、具体的にどういうことですか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

論理チェックといいますのは、例えば地目を農地から雑種地にしたときに、項目を選んで、地目を変えるならばここを変えないといけないよというふうな表示ができるような機能を追加できないかということで、そこを研究していきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

なるほどですね。ぜひぜひ課税システムを変更というか、チェックできるのであれば、そうしていただきたいと思います。私も以前、ことし税務課長に納付書の税額の数字がきちんと出ていないということで、大変わかりづらいということで、他の市町の納税書を見せたんですよね。ぜひそこを含めて検討していただきたいと思います。

では、次に町民は納税の義務を果たすために生活が厳しいながらも、行政を信頼して徴収されるままといたら失礼ですが、税金を納めております。このように再三誤りがあると、またかとの思いで、行政不信を感じます。特に、大切なお金が絡むことですから、信頼回復のために、監督責任者として今後どのように指導されていけますか、町長、お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

町民の皆様方には、大変御迷惑もおかけするし、したし、不信感を募らせられたということだと思います。その点に関しましては、本当に申しわけなく思っております。職員の処分というようなこともいたしました。それから、私自身の責任の取り方というのも今回議案の中で審議いただくようにいたしております。そういうことで、本当にそれでおわびができたかという、決してそうじゃないとは思いますが、そういう形でひとつおわびをさせていただきたいということ。

それから、職員に対しては、以前にもそれはやったことなんですけれども、訓示というような形で、全員集めて話をいたしました。それにはいろいろなこともあるし、精神論的なこともあるし、そういうことでございました。それから、それだけではなかなか聞き逃しという、そういうこともあろうと思いますので、一応文書にして渡したというようなこともございます。そういうことで、これからもっともっと間違いのないような体制、危機感を持つようにいたしてきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

最後の質問なんですけれども、ここで、町長としての監督責任をとるために、今回給料を3カ月間10分の1減給されるということですが、平成24年度のときは町長お一人が今回と同じように減給をされました。そして、平成25年度のときには町長は給料を3カ月間10分の1の減給、そして当時の副町長についても、給料1カ月間10分の1の減給をされております。今回は、なぜ町長お一人なのですかね。副町長もとかそういう意味ではございませんが、ただ今回なぜ町長のみなのかということをお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず最初のときには、やっぱり私がということで、そのときには副町長不在だった、じゃなかったかと思えます。それから、2回目のときには田代副町長がおりまして、そしてその誤りの時期にも若干かかわっておったということでございます。それで、副町長にもというようにございまして。

それから、今回は松田副町長は、全くこの誤りがあった時点では、副町長じゃなかった、基山の役場にはおいでじゃなかったということで、御本人からは私もどうかなというようなこともありましたんですけれども、それはちょっといかがかなと。たまたま今いらっしゃるからということだから、そこまではいかがかな、私だけでおわびをさせていただこうというように、過去2回、3回の経緯だったというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

説明はいただきましたが、今説明の中で副町長が今回のときには、該当されていなかったというか、いらっしゃらなかったというか、副町長は去年の4月からではないですか。今回の税額は26年度から入力して、平成27年度の固定資産税ですよ。どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

今回の案件が発生した状況としては、作業の時期としては平成24年度から平成26年度でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そうですね、平成24年、平成25年度の分も課税ミスがあったので、そして平成26年度分はでも入っていますよね。そういうことですかね、でも説明の中では。

○議長（鳥飼勝美君）

もう一度明確に。平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

先ほど申しあげましたように、発端としてはまずは平成24年度で入力ミスがありまして、それを引きずったような形になっております。一番の発端は平成24年度ですけれども、結果として作業自体は平成24年から平成26年までの3カ年度分ということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。ちょっと次に入らせていただきます。

2の町道の安全管理について質問します。

昨年からことし7月までの町内の交通事故の件数が想像以上に多いことがわかり、私自身驚きました。昨年1年間で441件ということは、毎日1件は何らかの交通事故が起きていることになります。原因は、さまざまでしょうが町長はどのように思われましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も確かに、そんなに起きているのかなと。それこそサイレンの音を聞くのも、そんなに毎日じゃないというような感覚を持っておりましたから、いささかびっくりしました。それと、去年、おとしになるのかな、去年ですか、県警の本部からお見えになって、交通事故についての話をされる中で、基山町は少ないですねというような、よそと比較してのことでしょうけれども、少ないのですねと、こういう交通がふくそうしている中で、比較的少ないですねというようなことを聞いておりましたから、私もそういう認識を持っておりましてけれども、しかし件数をこうして見てみると、こんなに起きているのかなとことを改めてびっ

くりしたということです。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私も同感でした。（2）の答弁に、路面標示の所管が2種類とありますが、簡単に説明いただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず道路の区画線、白線等が建設課で管理している道路管理者で引いております。それと、横断歩道、あるいは交差点付近の要は誘導指示、矢印とか、車に指示を与えるもの、あるいは規制をかけるもの、こういうものにつきましては、佐賀県の公安委員会が管理をし、行っております。窓口として公安委員会の窓口は鳥栖警察署が窓口となっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。では、その（3）の答弁の中で、把握している修繕箇所は4路線とありますね。どこの路線で、どのような修理が必要ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ただいま現在把握している修理の分でございます。北部環状線、けやき台地区、白坂久保田2号線、これもけやき台地区でございます。あと、塚原2号線、三ヶ敷・馬場線、とこれは公道、町道ではないんですが、公道ということで、基山保育園のフェンスということで、把握をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

どのような修繕をなさるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

北部環状線につきましては、ほとんど歩道のインターロッキング修理、修繕となります。内容につきましては、街路樹が成長とともに根のほう非常に成長しまして、上の方向に出てくるというところで、けやき台についてはインターロッキングなんです、これが隆起、持ち上がるというところで、段差ができてまいりますので、この段差のひどいところを修繕して、歩行者の安全を確保するというところとなります。

また、白久保田2号線も同じような歩道のインターロッキングとなります。

それから、塚原2号線につきましては、道路側溝の修繕、これは道路側溝も老朽化、古くなりますと、つなぎ目等、そういったところが非常に悪くなって漏水の原因となってまいりますので、その辺の修繕を予定しております。

それから、基山保育園の横につきましては、現在学童、通行の安全のために、転落防止柵をしておりますが、防止柵の基礎部分が経年劣化で傷んできておりますので、ここを補強するというところで防止柵の安全を歩行通行の安全を確保するために、行うと考えております。

それから、三ヶ敷・馬場線につきましては、これも同じく側溝整備で、道路排水の先ほどと同じように、排水性の確保というところで、考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

説明を聞かせていただきましたら、その完全な車が通る道路ではないですね、側溝も大事なことですけれども、済みません。前回栗野議員も、けやき台等の道路がかなりクラックとかが発生して、質問もございましたですね。そこも酌んで検討してもらいたいと思いますが。

ということは、私が質問しようとしている路面標示の修理はその4カ所の中ではないわけですね。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

申しわけございません、路面標示につきましては、今回路面の修理につきましては、今回舗装補修等でけやき台地区その他地区をクラック注入、あるいはひび等ひどいところについては舗装、補修を考えております。この中で当然クラック注入等で白線部分も影響してまいりますので、それに合わせて引きたいとは考えております。

ただ、これにつきましては、今回の議会に補正として計上させていただいた部分にも入っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私の質問が始まる前に、先ほど言いましたように町長にもちょっと写真を御提示していただけますけれども、路面標示の劣化を見てどのように思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは、さっきちょっとそこそと話したんですけれども、私はいわゆる路面標示かなというふうな認識を持っておりました。このクラックといたら、いやクラックが問題じゃないんだということでしたので、クラックじゃないんですね。確かに白線、随分と薄く、もうほとんど見えないような状況にもなっておりますので、この辺のところは大分そういえば最近余り安全施設の入札がちょっと少ないかなというような感じが、私しております。前は標識にしたって、何にしたっていろいろあったような気がするんですけれども。ちょっと少ないかなと。なるほどこういうふうにやっぱり薄くなっているところが大分あるんだな。だから、何とかこれはやっぱりやっぺいかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ちょっと担当課長にお尋ねしますけれども、私がお配りした3枚の写真、一番最後のは中願寺青果の付近なんです。青果さんの東側にある横断歩道なんですけれども、それは子供た

ちの通学路でもあるんですよね。かなり。例えば、10区、それから3区の一部、8区、そこから辺から横断歩道じゃなくて、上の高架をわたって、そこを通るところなんです。その横断歩道がそれだけ見えづらい。ましてや箱町・上町線にはひし形の、この先に横断歩道がありますよというのは、全く見えない状況なんです。もちろん横断歩道のところに、標識はありますけれども。そういう現状なんですけれども、見てどう思われましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今議員さんの御指摘のとおり、この部分につきましては、私どもの巡回がちょっと足りない部分もあったかと思しますので、今後こういった部分につきましては、今まで以上に巡回等を行いまして、この辺の対応を迅速にしていきたいとそういうふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それでは、あくまでもここ数年路面標示だけの修理というのは、なされていないわけですね。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

路面標示の分につきましては、交通安全費のほうで2款でございますが、毎年行っております。約300万円前後の工事で行っておりますが、なかなか道路の多いところということがありまして、こういう状態も見受けられる分があるというのは、御承知のとおりですけれども、今後こういう交通量の多いところ、こういうところは重点的に巡回をしていきたいというふうに思いますので、まことに申しわけございません。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

じゃあよろしくをお願いします。

次に3番、基山保育園の改築について質問です。

町長の保育園改築についてのお考えをお尋ねしましたが、策定作業を進めている公共施設等総合管理計画で検討したいと答弁されましたが、これは検討していくという解釈でよろしいのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

公共施設をやっぱり、それこそたくさんいろいろあるということでございますので、その中の当然1つでもあるし、その中でも比較的優先順位は高いのかなと。築年数からしまして、その辺なのかなとは思いますが。しかし、それがいつどうするのかということは、今策定しておりますので、その中でまたいろいろと考え図っていきたいというふうに思っております。

例えば憩の家あたりももう古いということもございますし、それから学校もいろいろと修理していかなきゃいかん。大規模改修というようなものもございますし、いろいろあるものですから、保育園は1つ、大きな検討課題であるということは思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

大きな検討課題と思っていらっしゃるにもかかわらず、本当に老朽化しているわけで、今少子化対策とか地方創生でいろんな若い世代の導入というか、そういうのが大きな問題になっています。その中で、保育園の改築を早急に進められない理由は何かあったんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いや、特に保育園をどういふというような理由というのは、ございません。たんぽぽ保育園の例もございますから、あれを例にとって、ああ、あれが37年で建てかえたんだから、これとも言われるような、そういう論法はいかがかなと。この前、竣工式の時にもちょっと私余計なことを言いましたけれども、それはそれで考えていかなきゃいかんし、あちらのほうはいろいろ国、県の補助的な、特例的なものもございましたし、個人の負担もございまして、比較的それ以上急いだということだと思います。

40年が長いのか、本当に短いのか、どうなのかなと。確かに長いといえば長いと思います

けれども、そういう意味で考えていきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

次に、こども課で保育所建設検討委員会を4回ほど開催されたそうですが、どのような参加者の委員会で、また検討された内容を教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

保育所建設等検討委員会ということで、会長を副町長、副委員長を私こども課長、メンバーとしまして、事務局はもちろんこども課ですので、係長、それと担当、そして保育園のほうの園長、主任保育士と入っております。そして、メンバーとしては教育学習課長、健康福祉課長、済みません、総務企画課長、財政課長、まちづくり課長というメンバーになっております。内容……。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

内容もよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今まで検討していきましてのは、まず最初にどういうことをするかということからですが、課題を出すことから始まりました。それから、保育園等の調査を行い、他の市町の保育園を調査し、運営状況とかを調査しております。また、運営についても建設だけではなくて、運営等を含めて、検討を行っていかうということだったので、課題の洗い出しをしています。今特色ある保育を行っているというところで、2園調査し、また民営化をした2園、2町、大刀洗町と上峰町のほうの調査を行ったりして、その報告等を行いながら、財政的なところで例えば財源が、このままの状況で民営化になったらどうなるというふうなシミュレーション等を行って協議をしてまいりました。

まだ、今の段階ではそのまとめを行っておりませんし、今ここで述べた内容のきちんとした報告は、町長のほうにはまだ報告しておりません。これからまとめて、スケジュール的には町長に報告し、その後外部からの委員さんを入れたところで、改めて検討を今度は今公共施設総合管理計画等の策定が行われていますので、それとあわせてところで行っていく予定でおります。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。町長はみどりヶ丘保育園、鳥栖市の、5月18日に、そしてむさしヶ丘保育園、筑紫野市に5月27日に視察をされたということですが、私はソフト面もありますが、ハード面の建物を見に行かれたのかなと一人思いましたが、実際はどのような目的で視察に行かれたんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それはどこで、私が視察に行ったというようなことは、お知りになったんでしょうかね。私はちょっと覚えがございません。申しわけございませんけれども、行くべきだったのかもわかりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私はちょっとその資料、今、広報、何だったですかね、それを言われるとは思わなかったんですけども、本当はほかのはここにありますがと言いたかったんですけども。いいですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

町長交際費を使われていたので、町長が行かれたかと思われたと思いますが、こうやって

民間のほうに依頼して伺いましたので、町長交際費としてお土産を持って行って、視察をさせていただきます。副町長がみどりヶ丘保育園には一緒に行っていたいております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、いや私、そうですよ、町長交際費を見たんですよね。今ごろこんなこと言って。それで、行かれたと認識しました。

では、じゃあ副町長、よかったらお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

保育園については、当然ハード的な話も大事ですけれども、ソフト的な話も2つの方面から大事だと思っております。

1つは、民営化を初めとした主体をどうするかというようなソフト面の話ですね。それから、もう一つはみどりヶ丘の場合には、高齢者施設と保育園が一体的に運営されていると。定期的に交流をやっていると、そういったソフトも大事だということで、特にみどりヶ丘の場合はそちらを中心に見てまいりました。むさしヶ丘のほうは私行っていませんので、以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。時間の関係もありますので、最後に、先日保育園を見せてもらいました。2階へ行く階段の壁に、幾つもの亀裂があります。これは随分前からだと思います、もう10年ぐらい前からじゃないですかね。また、吹き抜けの渡り廊下を利用しないと、各教室へ入れないつくりですね。冬の寒い時期とか、夏の暑い時期とか。それと、さまざまな道具が収納スペースが建物自体にないんだと思います。それで、せっかく教室や廊下の、広い教室や廊下が有効的に利用できない状況にあると感じられました。

2の質問に改築するとした場合の期間を尋ねましたら、完成までに要する期間は約3年とお答えがありましたが、そうなる今から計画しても、立ち上がるまでに既存の保育園は築

43年になるわけですね。もたもたしていると、築45年などあっという間にたってしまうと思います。そういう中で、今からの子供たちですよ、園児を保育していく建物でしょうか。そういうこともちょっと感じます。

若い世代が転入してくれる施策として、雇用の確保、子育て支援の充実、定住化促進への魅力あるまちづくり対策がある中で、安全で安心して預けられ、若い保護者のニーズに合った保育園が必要だと思います。

きのうの河野議員の公共施設等総合計画について質問された中で、子供関連からまずは進めてほしいとそのときにもおっしゃっていただきました。ぜひ、保育園の改築を本格的に考え、検討していただきたいのですが、町長もう一度お尋ねしますが、2月で退任なさると言われても、やはり残りがあります。ぜひ検討していただきたいし、また次の首長さんにそのことをしっかり伝達というかして、申し送りもしていただきたいので、そこら辺をもう一度お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もさっきから言いますように、保育園のもう長寿命化というか、建てかえになろうかと思うんですけども、その辺のところの必要性というのはもう感じておるところでございます。それをこの何か月かでもうやりますというような約束はちょっとできませんけれども、それからそれをもう私が申し伝えるまでもなく、次のどなたがなられるかは別にしまして、その辺のところは十分それを見れば、計画書ですか、それを見られれば十分おわかりになるというふうに思っております。

それと、この子育て、これは非常に今大事な部分だというふうに思っております。人口の問題いろいろからして、福祉的なものからしてやっぱり必要だと思います。したがって、これもしっかりと申し伝えるというか、その辺のところはやっていきたいと思っておりますし、きのう出ました放課後児童、学童保育、この辺のところもどうしようかと、早速ちょっとこども課長とも話をしておるところでございますけれども、そういうことも含めまして、子供対策、子育て対策ということは考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

以上で、保育園改築については終わります。

最後の4、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について質問します。

基本目標6つの柱のうち、残りの3つはどのような政策ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今町長が答弁しました1番目が基山町における新たな雇用を創出する、2番目が基山町を通過点から交通拠点へ、3が子供を育てたくなる基山を目指して、このあとの3つは、4番目が安心と安全をベースに新しい協働のまちづくりを実現する、5番目が自然と歴史、文化スポーツを生かしたまちづくり、6番目が高齢者、障害者（児）にやさしいユニバーサルなまちづくりというこの6つを総合戦略、基山町は6つの柱として総合戦略を策定をいたすこととしております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

残りの3つ、これは基本目標にある時代に合った地域づくりで、地域と地域を連携するところ、今の3つを立てられたと思うんですが、その目標の中に今のはどちらかというと、基山町内の関連、連携が多いように感じましたので、そのほかの市町との連携の取り組みは策定に盛り込まれないんですか。例えば、広域観光とか、都市農村交流、子育て交流とか、要するにほかの市町との連携は。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

各事業の中で、例えば図書館の広域の連携とか、そういう各事業の中で連携の事業が幾つか出てくると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。課題に若い方の転出超過とありますが、策定するにおいて、若い世代の意見を積極的に聞き、反映されていますか。

先日の慶応大学の学生の報告会を聞かせていただきましたら、本当短時間の基山町に滞在された中で、やはり若い力の発想というのは本当にポイントになると思いますので、今回の総合戦略ではどのように若い人の意見を反映されて、策定なさっているのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

総合戦略については、まだ策定はいたしておりません。これは一番最初の素案が今できているところでございます。意見につきましては、パブコメでいただきたいというふうには考えておりますので、パブコメによって皆さんの意見をいただきたいと思います。そして、意見については、産学官審議会の中で、金融機関それからいろんな有識者の方に意見をいただいてまたつくるということにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

失礼しました。策定中でした。申しわけありません。

総合戦略の策定は10月中までに策定したいということの説明がありましたね。まち・ひと・しごと創生推進会議ですか、これは今後どのような計画になっているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

総合戦略につきましては、まずまち・ひと・しごとのそういう地域を生かした戦略をやっていくということになっております。ただ、この総合戦略の中では、K P I、目標値を定めて、そしてP D C Aサイクルでやっていくということになっておりますので、審議会を年度末に開催して、進捗状況等の評価をしていただきたいというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この推進会議というのは、委員は5年間継続されるんですかね。要するに、毎年何らかの会議をなさるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

P D C Aサイクルでいきますので、毎年最低1回は、今後は開催をしていきたいというふうに思っております。任期については、2年だったと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。きのうの佐賀新聞に載っていましたが、自治体4割交付金申請ということで、地方創生のモデル事業ということで、その4割というのは地方創生で全国のモデルとなる事業に取り組む自治体に配る交付金について、締め切りの8月までに全都道府県と659市区町村から計417億円分の申請があったと。それが全自治体の4割に当たるということです。それで、またほかに10月末までに人口減少対策の5カ年計画地方版総合戦略を作成する自治体に交付金を上乗せ支給する制度には、佐賀県を含む36道府県と698市町村から計68億円の申請があったという新聞記事でございます。

もちろん基山町も申請なさったんだと思いますが、お答えできる範囲内で教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

これはきのう佐賀新聞に載った分だと思いますけれども、今基山町で地方創生事業として、消費喚起方、それから先行型ということで、3月議会にお願いしまして、繰越事業として行っているわけですが、その分の財源が300億円ありまして、その上乗せ分として残りの財源が300億円ありますので、その分の上乗せ分として各市町村から要望があればということで、国のほうから来ております。上乗せ交付分がタイプ1とタイプ2と2つありまして、タイプ1のほうが他の地方公共団体の参考となるような先駆性を有する事業というのがタイプ1になって、タイプ2のほうが地方版総合戦略の早期策定に伴う地方版総合戦略推進のた

めの事業ということで、このタイプ2につきましては、早期に総合戦略の策定に着手して、策定を終えた団体において、年度後半に生ずる総合戦略推進のための新たな財源需要に応えるためのものということで、総合戦略を早く策定して、その推進のために積極的にやっていく市町村については、これで財源が必要でしょうから、要望してくださいというような事業になっております。

基山町においては、このタイプ1を1事業、タイプ2を2事業要望しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。ぜひ申請が通るといいと思います。

最後になりましたが、野村総合研究所顧問の増田寛也氏は、地方創生を進めるに当たり、20代、30代の若者、特に若い女性の声を十分に聞くことが重要であることを強調したいと言われておりました。また、我が国にとって待ったなしの課題であり、施策の実行や効果検証などの各段階においても、私たち議員も積極的にかかわり、地方創生の実現に望んでいきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時57分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 議案第23号

日程第2．議案第23号 町長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

議案第23号は、先ほど私が午前中に質問いたしました町長の監督責任ということで、この

たび3カ月間の10分の1の減給をされるということの議案ですが、私は先ほどの質問の中ではちょっと消化不良を起こしております、あとの質問もありましたので、そこでとめておりますが、前回の25年度を見ましても、ちょっと納得はいきませんが、これは平成25年9月議会の議案審議の中で、町長が御報告されているわけですよ、町長と、その当時の副町長が1カ月の減給ということで、もう一回そのところを説明していただいけませんか。なぜ、今回町長のみになったのかというところを。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それにつきましては、まず先ほど私もちょっと勘違いをいたしております、第1回目のときには、副町長不在というような、それは勘違いだったと思います。第1回目のときも田代副町長はおられたと思います。しかしながら、本当に来られてすぐだったというようなこともございまして、そのときには、副町長まではというようなことだったと思います。

それから、2回目は、1年半ばかりたってからでございますから、副町長にもその一端を担っていただくというようなことで、田代副町長にも1カ月ということでございました。そしてまた、事もあろうに今度また課税誤りがあったということでございますが、それにつきましては、松田副町長、まさにその当時といいますか、事務処理が誤ったときには、全くこっちはいらっしゃらなかったということでございましたので、そこまで副町長にまで責任を負わせるというのは、いかがかなというふうに思いまして、そこで私がひとつ首長として、責任をとらせていただくというようなことで、私だけというようなことでございます。

先ほど一般質問での、ちょっと私も勘違いしておったかなということで、訂正をさせていただきます。また今回の件につきましては、そういうことでございますので、説明とさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私もここまで何とか一般質問でと思ったんですけども、ちょうどこの議案がトップになっていましたので。ですけども、一応副町長も去年の4月からお見えになっていますので、また副町長という立場には変わりはないですね。監督責任という意味では。ですから、前

回の副町長にはなさって、今回なさないというのは筋が通らないんじゃないんですか。それなら、最初から町長1人がずっとこれから先も、今までも責任とられて、お一人でよかったんでしょうけれども、やはりそれは公平公正じゃないんでしょうかね。もう一回ちょっと検討していただきたいと思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそ、さっきちょっと言いましたように、その間違いが起きたときの、それを起こしたときに、副町長としておられたかどうかというような、その辺もやっぱり1つの判断になるかと思います。田代副町長のときはもう1年半、だからそのときにはもう最後の間違いを起こした最後の時点ぐらい、事務処理の時点では、たしかおられたんだというふうに思います。かなり長期にわたった間違いでございましたから、それで1つの責任ということで、負っていただいたということ、今回の場合は全く誤った事務処理の間にはいらっしやらなかった、たまたま今度それが発覚といいますか、明るみに出て、そのときには当然いらっしやったということですので、そこまではちょっといかがかなと。私1人の処罰にさせていただきたいというふうに私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

簡単に確認と、もう1点、済みません。

ここに手当の額の算出基礎となる給与月額はと書いてありますけれども、この手当というのは、期末手当という判断でよろしいのかどうかというのが1点と、それからいつも大体こういう罰則というか、減額というと大体1000分のじゃない、10%という、ですよ。100分のじゃあ10%ですよ。というあれになるんですけども、その根拠が僕ちょっとよくわからないところなんですけれども、その2点について、根拠と手当は期末手当という考え方なのかどうか。その手当。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

ただし書きの規定につきましては、今議員がおっしゃるとおりでございます。期末手当に、影響しないということです。ただ、10%につきましては、よその市町を見ると、首長自体が10%減額をお願いしたいということで、10%にされているケースが多いようでございます。5%もありますけれども、より10%が重いということで責任をとられているということだと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それでは、ちょっと私のほうからも申し上げさせていただきます。これは、パーセント、そして期間というのは、私のほうから申し入れたということでございます。果たして10%でいいのか、3カ月でいいのかというのは、何ら基準たるものはございません。よそでどうなのか、それも調べておりませんし、ただ私の気持ちの、私の思いということで、これで十分かどうか分かりませんが、お願いをさせていただいております

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それでは、事案によっては、例えば町長の責任の場合、こういう問題が起こらないのが理想ですがけれども、万が一起こった場合は、事案の大きさというか大小いろいろありますよね。非常に社会的な問題になったとか、そういうような問題が起こらないとも限りません。そのような場合には、ここは町長だけの判断じゃなくて、全体の判断で変わり得ることもあるということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そのところは、いわゆる当事者の思いとさっき言いましたけれども、だろうと思います。被害をかけた方の人数とかあるいは額の問題じゃないということだというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと先ほどの大久保議員の質問と、町長の答弁が若干かみ合っていないようなところが見受けられましたので、確認の上でさせていただきます。

要するに、大久保議員は田代副町長がいらっしゃったときに課して、そして今回先ほどの一般質問をお聞きすると、24、25、26年度に関しての課税誤りがあるということは、つまり松田副町長来られて、平成26年度はそこに当たるんじゃないかというふうな、恐らくおおよその質問だったと思うんですよね。当たるにもかかわらず、今回そこをあえて外された理由は何ですかというふうな質問の意図だったと思うんですけれども、ちょっと先ほどの町長答弁はそこに触れられなかったみたいだったので、そこをちょっと確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと済みません、答弁調整させていただいてよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

暫時休憩します。

～午後1時10分 休憩～

～午後1時14分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。小森町長。

○町長（小森純一君）

貴重な時間をとりまして、申しわけございません、おわび申し上げます。

確かに田代副町長のときも、最初の年は、本当に来られてすぐだったということ、そういうことでそこまではということ、そしてまた次出てきたというようなこと、しかもそれも額の多少じゃないとはさっきも言いましたし、そう思いますけれども、かなりの額でもございましたものですから、そこで副町長にも何がしかのということで、お願いをしたという経緯がございます。

それと、今回は確かに平成24、25、26年度、だから平成26年度に私ちょっと勘違いしておりますけれども、平成26年度にも松田副町長お見えになったときにも、やはり事務の誤りというのは確かにあっておったということでございます。私は、平成24、25だけかと思ったら、平成26年度も確かに誤りがあっておったということでございますので、それを考えますと、

もう平成26年度には松田副町長いらっしゃったから、同じようなケースだろうというふうには思いますけれども、と言われても致し方ございませんけれども、しかし額がどうのこうのじゃないとは言いながらも、ちょっと額もやっぱりかなり違いますし、その辺の事情はあるものですから、今回は松田副町長もどうかなとお話は私も聞いたんですけれども、今回はもう私1人でというようなことにいたしております。

その辺のところ、不公平と言われれば不公平という見方かもしれませんけれども、そういう事情があったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

なかなか説明責任としていかなものかなと思いますけれども、まず、であるならば先ほどの河野議員に対する答弁を一旦取り消していただいて、要するに額云々は問題ではなくということを取り消していただいて、そして改めて今の説明をしていただくんでしたら、私も納得はできます。確かにそういう部分も考慮されるべきだと思うし。ただ、町長答弁としては先ほど額とか、その事の重大さは別として、町長が判断するということを言われた上で、今回額がという問題、額の問題で副町長にまでは監督責任は及ばないということであれば、まず河野議員の発言を一旦取り消されたほうがいいのではないかとこのように思っています。いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

本当に今度はさかのぼって額が以前は何千万円で行ってましたから、あれ自体が本当によかったのかどうかというようなことにもなりかねませんけれども、ひとつ矛盾したような私の言い方で行ってましたので、議員おっしゃるように、前の私の発言、額はもう一切関係ないというような、それはちょっと取り消しさせていただきたいと思っております。

そして、改めて今やっぱりそういういろんな経緯があるからということで、今回は私だけでということにさせていただきたいと、御理解、御了承をさせていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございせんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は、例えば褒賞とか処分、これは客観的に誰もが納得できる理由、合理的な理由が必要なんだと思うんですね。そうすると、確かに平成24年の5月議会のときでしたか、これは町長だけ10分の1の3カ月、そして平成25年7月の臨時議会で、そのときに先ほど言われました固定資産税の課税誤り、このときには田代副町長に、言われるように10分の1の1カ月をされたんですね。1年半たっていたというのもありますし、これがじゃあいつから、この事件が起きたのかと言えば、もう10何年さかのぼっていたんですね。逆に言えば、田代副町長にじゃあ責任があったのかといえば、個人的にあったかどうかというのは、不明なんです。

ただ、監督責任、同じく町長、副町長という、課長も含めての監督責任をとるべきなんだというのが私はあったらと思うんですね。

だから、今度の課税誤りについての処分についても出されていますけれども、当然平成27年度ことしの課長及び係長には処分を出されていませんね。しかし、平成26年度の課長、係長には処分出されていますね。そうすると、処分を出したということ自体が監督責任にも波及するんですね。そうすると、例えば町長1人でしたら、町長や副町長が行う時期でしたら町長1人でいいんでしょうけれども、私は副町長という自分と一体的に基山町の職員を監督する立場に立つんだったら、私はきちっとしておかなければ逆に説明責任がつかないんじゃないかと思うんですね。当然私も額の問題じゃないんです。逆に言えば、今回が一番私は町民に与える影響は、これでもう3回目じゃないかという部分では、本当は重たいと私は思うんですね。町税に対しての信頼を失墜したんだという面では。

だから、新聞記者もやっぱり載せるんですね、きちっと。こういう問題は。もう一度私はこれについては、考えなければならぬと。そして、今から先、基山町の行政を引っ張る監督責任者として、身を引き締めてやっていくんだというのを町内外に明らかにするためにも、私はきちっと町長、副町長みずから律するというのが大事だと思いますけれども。どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今客観的とか、あるいはある規定みたいなものとかというような言葉もございましたけれども、確かに職員に関しましては、監督責任、課長も含めまして懲罰委員会でちゃんと規定

みたいなもので決めて、それで意見をもらっておりますので、それによって監督責任も含めて、課長の監督責任、係長の監督責任もいろいろと審議して、今度処罰をしておるということでございます。確かにそれだけじゃ済まないということ、監督責任といえば、最終町長、副町長ということになろうかと思っておりますので、その辺のところは私も十分感じての提案でございます。そこに本当に副町長まで含めてやるものかどうか、この辺のところはちょっといろいろそれこそ判断基準というのは、なかなかないというようなことかと思っております。それで、今回はもう私は、副町長にはお断りしたというようなことでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

例えば、職員を懲戒処分するといった場合は、懲戒処分を受けた職員は、苦情処理委員会なり、公平委員会、自分の申し立てをする場はつくるんですよ。一方的にされてそれで決まるわけでは本当はないんですね。しかし、町長、副町長は自分で自分を律するんですね。だからこそ、そこには客観的な理由が要るんだと。町民誰もがそうだなと、2人きちっと自分たちで自分を処分したという形で責任をとっているんだなということが、私はわかると思うんですよ。

だから、言うように、じゃあ平成25年度の事案と今度の事案がどう違うのかも含めながら、なぜ処分が副町長が入っていないのかというところが、町民の方が納得できるのかということでは、私はなかなかわからないと、これでは。思うんですね。

だから、一番わかりやすい方法を私はとるべきなんだと、町民の方にも納得できるように。処分を受けた職員さんにしても、中には思っている方もいらっしゃる方もいるかもしれませんよ。何で町長だけなのかなど。口には出さないかもしれませんがね。この辺も私は考慮しなければならないというふうにも思うんですよ。

町長は、いやもう今回の場合は、これでもうお願いしますよと言われていたかもしれませんが、こういう事案は必ず今からまた出てきます。課税ミスに限らず、いろんな部分では自分で自分を律しなければならないというときが。そのときにも含めて、監督責任者としてやっぱりきちっとする対応を、私はとったほうが良いというふうに思うんですね。特に、町長、副町長という上に立たれるツートップの方は、きちっと町の行政に対して責任をとる

んだというのを私は明らかにしたほうがいいというふうにも思うんですけども、もう一度お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

重松議員おっしゃることは、私もわかりますというか、そうはっきりした何か基準みたいなものがあればいいのかなというふうに思います。基山町は基山町なりの責任のとり方、その一定のあり方というようなことかもしれません。しかし、これは本当に他町村がどうかというように、それから基山町ではやっぱりそこいろいろ考慮すべき要素も出てくるということじゃないかなと、私は思いますので、その辺のところはちょっと御理解をいただきたいなと思うわけでございます。

そのときの気分でどうこう、いい加減な思いでどうこうという、それだけじゃいかんということもわかりますけれども、やはりケース・バイ・ケース、考え方があろうかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。品川議員。

○11番（品川義則君）

町長も議員のほうからこれだけの質問があるということは、本当に今回の条例の内容については、おかしい部分があるからこういうふうに意見がたくさん出ていると思っております。町長の答弁の中で、副町長も私もというお話もされているみたいですので、ぜひここはやはりこれだけの発言が出る、今回3回目ということで、議員としては一番町の基本である税制に対する町民の不信感というものがどうやったら払拭できるのか、システムとかチェックとか、そういうふうな説明ではされておりますけれども、根本的な問題だと思うんですね。やはり、重松議員が言われるように、自分を律すると職員も処分を受けただけではなく、その前から自分を律しながら仕事に取りかかると、信頼関係というのはなかなか1回崩れると取り戻せるものではありませんし、税制というのは本当に我々が一生懸命働いて、そのお金でこの町を何とかしていこうというのが町民全てが思っていることです。町政の基本であるというこういう重大なことに、着任間もないとか、そういうことを留意されるのは、やっぱり町民の方が納得されないという部分も多くあります。1日たりともその職にあるな

らば、やはりそこは律してするべきだと思いますし、ぜひこの件は修正をいただいて、再提出をいただくことが、この議場の中でそれぞれ納得しますし、また議員のほうも説明の仕方が町民に対してできる部分が多く出てくると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

答弁を求めますか。小森町長。

○町長（小森純一君）

議員さん方、かなりの方がそういうふうな思いを持ってあるということ、これはやっぱり私も真摯に受けとめなきゃいかんというふうに思います。その辺のところをもう一度私も考えまして、修正なり何なりで対応させていただければというふうに思います。余りこころろ変えるのもいかがかとは思いますが、やはりその辺のところは今つくづく感じておりまして、またそれでひとつ考えさせていただきたいということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今こうやって議論が行われていることこそ、二元代表制という非常に重要なシステムだと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第23号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第24号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3．議案第24号 基山町立図書館協議会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

今回新図書館をつくるに当たり、協議会をつくるということだろうと思うんですけども、まず第1点の質問としては、今の図書館、現図書館も図書館としてはあったので、それにつ

いて運営に関し、諮問をしたりする機関はどういう機関だったのかということの確認と、法律を見ますと、14条を見ますと置くことができるので、別にそれは町の任意でやってくださいよと、置くこともできますよということなので、今回新たに新図書館ということで、図書館協議会というものを条例をつくっておくという経緯というんですか、目的というんですか、その目的をはっきりさせていただきたいなと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず、1点目ですけれども、これまでは協議会をつくっておりませんでした。図書館の業務の内容につきましては、社会教育委員会のほうに業務報告をさせていただいて、そこで御指摘をいただいているところでございます。

2点目の今回この協議会ですけれども、まずは図書館の面積も倍以上になりますし、今後やっていく内容ももう少し幅広くサービス提供をしたいということも含めまして、やはり図書館の運営に関して、いろいろと御意見をいただく専門の機関が必要であるという判断のもとに、今回この協議会のほうを設置させていただき条例を上げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

図書館法に基づいて協議会設置条例ということなんですけれども、この議案の最後に提案理由ということで、新しい基山町立図書館の運営サービスについて検討を行う機関とあります。この協議会というものが、教育学習課のほうから提案された事項を協議する機関なのか、それともこの協議会そのもので発案とか、提案された事項を町へ、要するに町から図書館へ伝える機関なのか。最終的な、例えば時間を7時までにするとか、そういうふうな運営、具体的な運営の最終的決定機関というのは、どちらにあるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず、第2条で所掌事務という形で上げさせていただいておりますけれども、この協議会は基山町立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、次の各号に掲げる事項につ

いて意見を述べるというふうにしておりますので、基本的に館長よりこういう内容に対する御協議をお願いし、御意見をいただくという形で、あくまでも意見をいただきまして、その意見を参考に業者のほうで内容の決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

済みません、私も一般質問で図書館の件は質問させていただきましたが、その中で町民に対するサービスはどうなっているかという質問の答えとして、時間的な問題とかそういったものは、まだ協議していくという、その協議する場所であると思います。その中で、オープンまであと6カ月ぐらいということになりますと、いろんなものをその場で上げてやるには時間がかかなり差し迫っているということで、多分これは教育学習課のほうでも今までにサービス、そういったもの、町民に対するサービスとかの意見は聞いていると思うんですが、耳に入ってきていると思うんですが、そういった項目を整理して、整理したものの中から御意見をいただくとか、スピーディーな対応を、大事なことを落とさないようにしていただきたいということがあります。そういった項目等の整理はできていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

ある程度素案はできておりますので、その内容をもう少し固めて、体制も含めたところで、サービス計画というか、そういった内容を一般の町民の方にもきちっと新しい図書館でどういう内容のサービス、あるいはどういう体制でやるか、どういうことが今後できるかということがわかるような形で、提供できるような資料をつくりますので、その内容についてこの協議会で早急に御審議をいただきたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○1番（松石健児君）

確認です。第2条に館長の諮問に応じるということで書いてありますけれども、この協議会に館長は含まれませんよね。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

あくまでも館長が諮問をしますので、中には委員としては、入りません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○1番（松石健児君）

そうすると、この協議会の組織構成の中に、教育委員会ということは入ります。現状今の流れでいくと、まだこれから検討中なんでしょうけれども、館長は教育学習課長が兼務されるということですが、そうするとこれは、教育委員会が組織構成委員となるのであれば、教育学習課長はどういう扱いになるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

ここの委員さん方は、行政外の方、役場の教育学習課、教育委員会以外の方で、委員をしていただくようになりますので、事務局として教育学習課が当たるという形になります。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○10番（大山勝代君）

今の質問で、教育学習課長が兼務と言われましたけれども、新しい図書館では館長は独立した館長として設置されますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

その体制も含めて、この協議会の中できちっと体制づくりまで提示をさせていただきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

そうしたら、来年4月に開館した以降ということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

この協議会は、議案が通りましたら、早急に立ち上げをさせていただいて、来年4月の開館に向けたサービス内容の協議をしていただくようにしておりますので、それ以前には体制づくりも含めて、提示をさせていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

済みません、2回目です。ちょっと別の質問。

委員の内容なんですが、協議委員7名以内とするという、いろいろ専門的な知識を持っておられる方もおられるし、外から見て基山の図書館はこういう図書館だったらいいですよと言われる方も必要ですけれども、やはり町内の方で、図書館のそういうものに関心のある方も必要だと思っているんです。その辺のバランスはすごく大切なことなのかなと考えているんですけれども、その辺の委員構成、そういう町内外の問題と、それからよく教育委員会の選任のときなんかには、学区、学区という言い方で、よく基山小学校区と若基小学校区でバランスをとったような形にしていだけないですかというような意見が出てくるんですけれども、その辺の基本的な考え方はどのようにお考えになっているのか、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

やはり町外の方にも見ていただくというのは重要なことだと思いますし、そういった意味では学識経験のある方というのもこの中にありますし、入れておりますので、そういった意味では町外の図書館について詳しい方も入っていただきたいと思っています。

それと、町内ではやはりそういったいろんな、ここにも第3条の組織の第2項で、この内容から委嘱するとありますので、いろんな図書館に関係あるような方を委員としてお願いしたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

人数については、7人以内と書いていますけれども、どの程度をお考えなんでしょうか。それともそれはこれから考えるよということなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

7人以内ですので、5名から7名の中で委員は構成していきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大山議員。

○10番（大山勝代君）

済みません、先ほどの館長の件でこだわりますけれども、多分栗野議員の一般質問の中で答えられたと思いますが、今3名ですけれども、4名体制で新図書館はいくと言われていたと思います。それが、予算を提案できる館長として、独立した人の立場なのか、それとも一般の職員なのかというのが、そこは今はっきりしてほしいと思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

次年度の体制については、きちっと当初予算の中で、体制の中でもきちっとしたところで予算の提示をさせていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

館長ですけれども、今の時点ではどなた、館長を置くかもわからないし、協議会で全て諮るということによろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

これまでの一般質問等でも町長のほうで館長についてのお考えも提示をされておりますの

で、その点も含めて、早急に方針を決定していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

でしたら、今回の協議会、これから協議会を開くときの館長というのは、現在の館長の考えでいくわけですか。諮問というのは。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

ただいま私、教育学習課長が館長を併任しておりますので、今の館長からの諮問をさせていただきますこととなります。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

その館長の人選体制、館長が要りますよという話になった場合ですけれども、この協議会はいつまでに結論を出していただいて、人選、それをいつまでにするのか。

それから、町内外は問わずにその館長の人選を選ぶとしたら、対象者は入ってくるのか、その辺のところいかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

当然先ほど大山議員さんの質問にお答えしましたが、当初予算にはきちっとした予算も措置をしないとイケませんので、それはもう年内にはサービス計画もうそうですし、体制についてもきちっとした形で決定する必要があるというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

暫時休憩します。

～午後 1 時44分 休憩～

～午後 1 時49分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

小森町長。

○町長（小森純一君）

この前から言っておりますように、今図書館3人でやっておりますけれども、それを1人ふやして、4人にするという、これはそうすべきだろうというふうに思っております。

それから、教育学習課長が館長ということ、これはやっぱりどうもあるべきじゃないと、やっぱり別に館長は設置したほうがいいというようなこと、それからもう一つは協議会で人事といいますか、館長とかそういう人選をするかということですが、それはちょっと考えられないと、これは町のほうで考えていくということ、この3点は私今お答えをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、組織のところで2つ確認なんですけれども、協議会は委員7人以内で組織ということですが、この予算書のほうには5人分しか上がっておりませんが、これは想定される人が5人で一応上げたということか、多くても7人まではできるけれども、とりあえず5人で上げようということか、この1点と、先ほど河野議員から委員の人選についての質問ありましたけれども、建設のときの町民の方への説明会ということで案内等々にボランティアの方がすごくたくさん参加していただいたんですけれども、こういう方というのはここに書いてある資料である、文科省でしたか、参酌するところの内容からすると、ちょっとその方たちは入るのかなという文言になっておりますけれども、思いの中ではそういう方も含めて、運営とか意見をいただくという点では、そういう方のほうが現場をよく御存じだし、いろんな意見を言っていたらいいんじゃないかなと思うけれども、そういう人選の中にそういう人は含んであるのか、その辺の考え方。この2点をちょっとお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず人数の件ですけれども、先ほど5人から7人ということと、あと公的立場の方で報酬を支払わない方もいらっしゃると思いますので、その分も含めて5人分で上げさせていただいてお

ります。

それと、委員の人選の御質問ですけれども、やはりそういったいろんな図書館の事業にかかわっていただく方で、これまでも活動していただいている方を家庭教育の向上に資する活動というような範疇もごございますので、そういう分類でもぜひ入っていただくことを想定はいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと所管ですので、また詳しいことは委員会でお聞きしますけれども、この第1条の図書館法第14条の規定に基づきとあります。これは、資料の1ページを見ていただくとわかりますように、第14条は2項立てになっております。要するに2項まで含んだところですが、これは第14条の第1項、もしくは第16条ではなく、なぜあえてこの第14条にされたのか、きちっとした説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

この設置の根拠規定を第14条になぜしたのかという御質問ですけれども、第1項では置くことができるというふうになっております。それと、第2項では館長に対して意見を述べる機関とするという、協議会の機関としての位置づけもごございますので、この2つを含めたところの根拠法令として今回第14条によりということで、上げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと今のは、なぜ第16条ではなかったのかという説明が抜けていましたけれども、恐らくいろんな全国の図書館協議会の事例を見ますと、第16条のところもありますし、第14条基山町と同じように第14条のところもあります。また、第14条第1項というところもあります。この中で、なぜ基山町が第14条を選ばれたのか、そしてそれが本当にそれで不備がないのか、ここはちょっと委員会でももうちょっと聞きますけれども、現時点でその説明をお願いします。

また、この組織に関して、今牧菌議員からも質問がありました。7人以内ということですが、前回の教育委員会の要旨を見ますと、もともと5人で教育委員会としては考えていたと。それがいつの間にか、7人に変更になっています。これはいろんな意見を聞いて、委員5人以内を委員7人以内に変更というふうになっています。このいろんな意見というのは、どういう意見か教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず、根拠規定としての使い方としてどうあるべきかということで、法制のほうとも協議をさせていただいて、先ほど議員がおっしゃいますように、第14条第1項で根拠法令としていっているところもあれば、14条、あるいは16条とありますけれども、基山町としてはまず法の中に置くことができるという根拠の中で、この協議会の設置ということで考えております。それと、先ほども申し上げましたように、機関の様態というか、どういう機関であるかということが第2項でうたわれておりますので、その置くことができ、こういう機関であるということ根拠に今回協議会を設置したいということで上げております。

確かに、第16条もこの協議会を定めるのであれば、条例で定めなければならないというふうにはありますので、ここを根拠に定めてあるところもありますけれども、それはどちらを使ってもいいという判断で我々しておりますので、基山町としてはこの14条が最も適切であろうということで、上げさせていただいております。

2点目の御質問ですけれども、人数についてはやはり当初は動きやすく、コンパクトで基山町の規模の図書館であれば、5人ぐらいが適当で十分な意見も聞けるのではないかという判断はしておりましたけれども、幅広く御意見を聞くには、5人では少ないのではないかということですね。ということを含めて協議をし、その結果として7人以内ということで2名ですけれども、人数を上げさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第24号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第25号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第25号 基山町個人情報保護法の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○10番（大山勝代君）

資料の4ページに改正の理由のところ、国民の負担を軽減するとありますけれども、どう私たちの負担がどう軽減されるのか。

それから、住基ネットというのが数年前、私は全く関心がなくて、あるんだろうね、あるのよねぐらいしか思っていませんでしたけれども、住基ネットと今度のマイナンバー法の違い、大きなところ。

それから、通知カードは全員に初めに来ますよね。だけれども、個人番号カードはこちらがお金を出してくださいと言わなきゃいけません。お金要らんと。

もし、私が個人番号カードはもう要りませんということになったら、どういう不都合があるのかということ。

それと、もう一つは、マイナンバーで管理される情報が、今回は3部門、社会保障と税と災害、だけれども、多分いろんな情報では、拡大されるという予想がありますけれども、その拡大、ずっと続けていくと、この前6月に漏えいしましたよね。ああいうのがもう目に見えているので、そういう犯罪まがいのことがいろんな、どこかではチェックをして、それが発生しないようにということに言っていますけれども、多分発生するだろう。だったら、大きな被害が拡大することによって、なお予想されますが、その4点お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

マイナンバー法の施行についての御質問ですけれども、まず何が利便性が増すかということですが、通知カードが来て、ナンバーの利用が来年1月1日から始まりますけれども、一般質問の中でも申しましたとおり、本格稼働するのは平成29年7月ごろになります。マイナンバーを附番しただけでは、何も始まらないわけですね。ですから、それに所得情報とか、各税務署とかそういうところが連携しながら、情報を得ることによって、マイナンバーというのが活用されていきます。

ですから、それがするようになったら、各実施機関、地方公共団体とか、国とか、そういう場合において所得証明とか、そういうふうな添付書類が不要になるということが国民にとっては利便性が増すということになります。

それから、どんどん利用が拡大してくるのじゃないかということですが、今は社会保障、税に、法律によって明記されているものにしか使えません。あとについては今9月にまだ施行前ですが、法律改正があったように、口座、それから特定健診とか予防接種とか、そういうものを関連づけて使用していくようなことが9月に改正されておりますけれども、口座については、税務調査とか、そういう結局預金は何億円もあるのに、生活保護を受けたりとか、そういう不正受給をなくすということで国のほうは考えているみたいですが、そういうものを関連づけていくというようなことで、そういう将来のことについては、運用が適正にされている、そういう拡大されていくということは考えられるかと思えます。

それから、情報の漏えいですが、保険年金機構につきましては、なぜ情報漏えいしたかというのは、パソコン自体に個人が持って、それにメールが来て、それをあけて、パソコンの情報が漏れたわけですね。ですから、今回についてはそういうことが起きないように、ちゃんとサーバーとかそういうもので情報管理をしながら、自分の業務のパソコンにはそういう個人情報というものを持たないようなことで業務をやっていくというふうなことが多分徹底をされると思います。

多分、企業については、国税局のほうから通知されますので、そういうマイナンバーとか個人情報の取り扱いについての指針ガイドラインとかを作成して、周知していくような企業には、そういう国のほうは考えているみたいです。ただ、地方公共団体につきましては、一般質問でも質問があったように、情報についてはセキュリティは大丈夫なのかという質問でしたけれども、これが昔総背番号制では国が一括して管理するようなことで、反発を受けていましたけれども、今回のマイナンバーについては市町村の情報は市町村が、税務署は税務署が、保険年金機構は保険年金機構が今の業務を行いながら、管理をしていくということになっていますので、そこにアクセスしてみんな情報がぼんと漏れることにはならないかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

住基ネットにつきましては、今後も残りますというか、現状のまま住民情報を、個人番号というのは振られておりますので、既に。それと別にマイナンバーのコードというのは、また別に振られるということになります。住基ネットは今全ての自治体で整備をされておまして、市町村間の連絡ができる体制になります。これについては、このまま残ります。新しくマイナンバーカード、マイナンバーの番号、それが状況によっては番号カードと住基ネットのコードをひもづけして、住所を探しにいくということに利用はされるというふうに思います。

それから、番号通知カード、個人番号カードについては初回の交付は無料でございます。ただ、個人番号カードについては番号通知カードと多分一体で来るとは思いますけれども、切り離して、申請書に写真を貼って郵送するか、もしくはスマートフォンで読み取って、スマートフォンからも送信ができて登録ができるというふうになります。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、第13条の2のところの実施機関はというこの4行のところは、内容がわかるんですけども、利用目的が何かということがわかっているからですね。その最後の1行の分の特定個人情報を目的外利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると、これが何となくわかったような、わからないような、ちょっと状況なので、どういう内容か想定してある状況を、ちょっとかみ砕いて教えていただきたいのと、その次のページの第36条の第1項のところの（1）の部分ですね。当該個人情報を保有する実施機関により、違法に取得されたものでないとき。それから、下のほうの番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき、これがわかるのは、どういう状況でこれがわかるのかと。この2点を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

わかりますか。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

13条のただし書きですね。特定情報を目的外利用することによって、本人または第三者の

権利、利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときというのは、特定個人情報につきましては、必ず使用目的を告げなければならないということになっています。ですから、それを特定個人情報を目的外利用することは禁止されているわけですね。ですから、それを例えば全然違う目的で、提供するということは、自分の権利利害を不当に侵害するということになりますので、そういう場合であるというふうに考えております。

それから、36条の訂正ですかね、36条の利用停止請求ですね。当該個人情報を保有する実施機関により、適法に取得されたものでないとき。これは、先ほど申しましたように、実施機関が当該個人情報を保有する場合は法律に求められて、法律に決められた分の利用目的で、取得するわけですから、それが適法に取得されていないというものにつきましては、そういう適法に取得されていないということになります。

また、作成された特定個人情報ファイルに記録されているときということに、これにつきましては、特定個人情報につきましては、マイナンバー法のマイナンバーとかそういう個人の番号になります。特定個人情報ファイルというのは、その特定の個人情報ファイルにひもづけされたような情報が入ったファイルといいますか、そういうことになります。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

早口で申しわけありません。質問した内容とちょっと答えが違っていたので、13条の2のところは、ゆっくり読めば目的利用というのは税金、税務署から市町村にこの人の番号はどうですか、これでというような問い合わせをするという、その図式はわかるんです。ですから、それ以外の利用のために利用してはいけないということがずっと書かれていて、その2行から5行目あたりは恐らく大震災の折にそういうものの番号があれば、本人の同意があってもなくても、利用していいんだよということが書いてあるのであろうと。そういうふうに理解したんです。そういう内容で。緊急かつやむを得ないと認められる場合であってと書いてあるから。

ただしと、その後からですよ。そういう目的外利用することによって、個人情報を。本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められたときは、この限りでない。だから、そういう認められたときというのは、どういうシチュエーション、要するにそれがわからないから、どういうことですかと、理解が半分だからどういうことですかとお

尋ねをしたので、こういうときにそういうことが合致してこういうことなんですよということが聞きたかったんです。

そして、その次のページもやはり実施機関により適法に取得されたものでないとき、それから下のほうの特定個人情報ファイルに違反して作成されたというふうに記録されているときというのは、これはどういうときに、これは違法でつくられたものだ、これは適法に取得されたものでないかわからないと、この文章は成り立たないです、どういうときなんでしょうかというお尋ねをしたんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

想定ですけれども、前条の規定にかかわらず、言われるようにこの規定は災害とか、そういうものによって、生命等に緊急かつやむを得ないときは用いていいですよということです。それをを用いた場合にどういうのがあるかというのはちょっと難しい部分もあるかと思えますけれども、それを目的外に使用して、全然災害以外のために使用するとか、そういう場合になるかと思えますけれども、そういうことですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

3回目ですので、なので、要はその前までは、ああいう大震災があって誰なんだということに、だから個人情報であるけれども、それが利用できるのがあるんじゃないかという文面で書いてあるんだろうというのは、理解できるんです。だから、それ以外の本人、あるいは第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められたときというのは、結局はどういうことですか。亡くなった人の財産とか勝手に処分していいということなのかと、その辺が半分しか理解ができていないので、こここのところの、こここの文面に対するどういうことをシミュレーションして、この文面があるのかというのがわからないので、ここを教えてほしかったんです。

それと、後ろのほうもそうですけれども、こういうときにこういうふうに適法で取得されていないものなんだよ、こういうときにそれがわかるんだ、あるいは特定個人ファイルに違反してつくったんだというのは、どういうときにそれが、わからないとこれに対しては、停

止も消去もできないのではないかと思ったので、そこを教えてほしかったんですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

総務企画課長、後でわかりやすく説明して、ちょっとこの場では非常に専門的な用語になっているので。牧菌議員、後で総務企画課長が十分説明するそうです。

ほかにございませつか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

所管ですけれども、所管委員会の住民生活課長にちょっと基本的なことをお伺いします。

まず、通知は全て市町村から、基礎自治体から企業も含めて行われるということによろしいでしょうか。

そして、マイナンバーそのものは、住民票から全て生成されるということによろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

番号通知カードについては、J-LISというところがあるんですけども、全ての日本の市町が共同で運営している団体と申しますか、それが関東のほうにございまして、そこから順次発送されます。市町村長が番号については指定をするというふうになっておりますので、市町村にある今の住民票をもとに、データを生成してそちらのほうに送ります。それは10月5日、そして向こうのほうはその情報をもとにカードを印刷して、ちょっと流れを言いますけれども、一番初めに発送されるのが10月14日に第1便が発送されるということです。それで、10月中に約半分50%、11月の半ばに90%ぐらいが発送され、手元に届くというふうに言われております。

ですから、今のところ基山町への発送がいつされるのかというのはちょっとわからない状態なんですけれども、少なくとも10月末までには90%ぐらいの家には届くだろうと言われてます。

それから、6,500世帯ぐらいに基山町でも配られますので、基山郵便局のほうでも一巡するのに多分1週間ぐらいかかるんじゃないかというふうに言われております。昼間不在の家とかありますので、多分1回で不在票を入れてしまうと、郵便局のほうも大変ですので、2回とか、3回とかでいらっしやらないようだったら、不在票が入ると思います。基山に来て

からもやっぱり一、二週間手元に届くのにかかるんじゃないかと。

法人コードについては、ちょっと町のほうには全然その情報が入ってきませんので、もうお読みになられているパンフレットと同じような情報しか持ち合わせておりません。申しわけないです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

済みません、それこそ所管ですので、基本的なところだけ、1点だけ聞いておきます。

この個人情報保護条例は、私たちの情報をきちっと守ってくださいよと、あなた方職員さんが勝手に私の情報を、私の知らないところで不利益をもたらすことはしたらだめなんですよという中身なんです。マイナンバー制度が活用されれば、活用されるほど、私たちが知らないところで、私の情報が流れている可能性が出てくるものだから、みんな不安を持っているんですね。

そこで、今回の場合は、きちっと、もし不正にした場合は、罰則を強化しますよという中身があるんですね。例えば資料の、私もずっと、資料の11ページを見てください。一番下の第57条というのは、これは罰則規定なんです。第5章から57、58、59、60、61、62まで、これは罰則規定です。罰則規定の中の罰則の強化はされていないんですね。本来これだけあれば、個人情報をきちっと守るためには、これを取り扱う職員、正当な理由がない限り、ないのにこういうふうなことをしたら、罰則しますよと。一番重たいのが2年以下の懲役、または100万円以下の罰金、これは今までのこれなんです。罰則を強化しますよということだったら、2年以下の懲役または100万円以下の罰金を、これを改定して、これだけ重い処罰が来るんですよという形で、今度は職員さんのほうに取り扱いの厳正化といいたいでしょうか、してくださいよと。

逆に言えば、これを私は知らずに、した操作によって、私の個人情報が漏れて、それが不利益に使われたとなれば、職員さんは訴えられるんですね、今度は。それぐらい重たい中身になりますから、そういうことをしたらこれだけ罰則があるんですよというためには、これを強化するべきじゃなかったんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今回のナンバー法による罰則の規定につきましては、番号法そのもので罰則が重く科せられるようになっております。今回の個人情報については、この罰則規定が57条ありますけれども、これについてはこれが重いか軽いかといいますと、そんなに軽いような罰則規定ではないかと考えて、2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということで、ただ罰則規定につきましては、番号法そのもので罰則が重く科せられるということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今までもこれは確かにあったんですよ。しかし、それ以上にこの個人情報というのを今から先保護するためには、皆さん方がより内容も含めて、取り扱いも含めて、慎重にならざるを得ない面が出てくる。しかし、それを知らなかったからということでは、認められないんですね。だから、マイナンバー制度そのものの取り扱いによっては別に罰則規定ありますよ。しかし、基山町の個人情報保護条例の中で、中では皆さん方が自分たち先ほどから課税の誤りとかいろいろ出ましたけれども、それと一緒になんですね。自分たちもきちんとするためには、自分たちがこういうぐらい罰則規定も重くしましたという部分があっても、私はいいんじゃないかというふうには、これ以上は言いませんけれども思っています。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第25号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第26号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．議案第26号 基山町職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第26号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第27号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．議案第27号 基山町手数料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）

事務所管とっておりましたが、変わったようですので、幾つか質問させていただきます。

今までの質問とかぶる部分もあるかとは思いますが、その辺は私の理解不足ということで、詳しく説明していただきたいと。

まず、3点ほど質問いたします。

費用対効果についてお伺いをいたします、第1点目。

資料をいただきました。この資料を見てもみますと、昨年度と今年度でマイナンバー実施に伴う、これは私の見方が不正確ならその辺訂正してくださいね。国は約3,000億円投入すると言って、うちの予算を見てもみますと、平成26年度と今年度合わせて6,846万円、そのうち町費が3,312万円というふうに、ちょっと私はもし見方が違っていましたら、後で訂正していただきたいんですが、それだけ税金を投入します。効果について、非常に疑問が出ています。それだけお金を投入するのに、どういう効果があるんだと。役所には効果があるでしょうと。国には効果があるでしょうと。国民のために効果は何がありますか、これが1つはつきりしないんですよ。さっきからいろいろ言われていますが、再度その辺を基山町の実態に照らして、具体的に町民の人に語りかけるようお願いしたいと思います。

それから、2つ目ですが、先ほどから個人番号カードの交付について、担当課長から説明がありますが、具体的な交付の手続、これどうされるのか。申請は確かに郵送でできます。交付は対面交付ですよ。手渡しなんですよ。だから、その辺についても非常に心配があります。なりすましとかいろいろ考えられるとか言われています。その辺をお伺いしたい。

それから、3つ目ですが、先ほどから1番心配されている情報管理、セキュリティ問題、これは重松議員なり、今もいろいろ出たわけですが、本当に私もちょっとかじってびっくりしたんですが、住基カードのときも相当問題になったんですよ。住基カードはたしか4情報ぐらいかな、大した情報じゃないというけれども、住所、氏名、ちょっと忘れましたが、と違って、今度のマイナンバー制度というのはもう、さっき大山議員が言われましたが、これ

から先にいろんな情報を入れるという計画があるんですよ。新聞じゃ、預貯金の情報も入れるというようなことも言われているんですが。だから、非常にそういう意味で、今国民、町民のマイナンバーの中身がよくわかっていないという状況の中で、私自身も不安があると。そして、さっき言った……。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員、的確なひとつ質問をお願いします。

○12番（松石信男君）

わかりました。的確にいきます。

それで、もし外部に漏れた場合、物すごい被害が出るんですよ、4情報にとどまりませんから。ですから、そういう不安に対して完全に払拭できるのかと、その辺をひとつわかりやすく3点お願いしたい。簡単に。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

私の所管は2番のほうですので、2番のほうを答えさせていただきます。

個人番号カードの交付ですけれども、窓口でお渡しするという形になりますので、1月以降に早く申請された方は役場のほうにまとめて届きます。役場のほうも一遍に交付すると、待たせたりしますので、期間を一応お願いして、御案内を差し上げるという形になります。そして、なりすましに関しては今総務省のほうから、明らかに写真と来た人が違うんじゃないかということ、明らかにじゃないですね、疑わしい場合については顔認証システムというものが提供されるみたいです。まだ詳細は決まっていませんけれども、機械のほうはうちで買わなくてはいけませんけれども、そのソフトについては、そちらからいただけるということですので、確定はしていませんけれども、そういった顔認証システム、それからもちろん免許証の顔と本人の顔と、来たカードを確認するということで、なりすましに対処をしていくという方向でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

町民の利便性についてわかりやすくということですが、今先ほど申し上げましたよ

うに、いろんな申請をする場合に添付書類が要らなくなるということです。どこかの実施機関、例えば税務署に書類を出すのに住民票が要らなかつたり、所得証明が要らなかつたり、鳥栖に申請するのに、わざわざ基山町役場に行って住民票をとって、それからそれを添付して申請するとかという手間が省けるというふうに言われています。

それから、セキュリティですけれども、個人番号カードにチップがあるんですけれども、そもそも個人番号カードそのものは4情報、住所、氏名とかそういうのしかつきませんし、ICチップに口座番号とかそういう全ての情報が入るといふふうには、私たちも聞いておりませんので、例えば図書館の利用券といいますか、保険証は入るみたいですが、そういうごく限られた情報しか入らないということにはなっている。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

そしたら、ちょっと2回目ですけれども、今費用対効果で質問したんですが、効果はほとんど感じられないですね。費用をかける割にはちょっと私はそんな感じはします。添付書類が要らなくなるとかいうふうな感じのようで、むしろこれは自分で管理しなきゃいけないんですね。盗まれんごと。その辺があるので、じいちゃん、ばあちゃん、子供、赤ちゃん、全部。盗まれたら大変なんです。そういう負担が課せられてくると思います。

そうすると、さきのなりすましの部分、受けとるときに。これはそうしたら課長は完全に払拭されますよと、心配しないでくださいということが言えるのか。

それから、セキュリティのことももちろんありますが、あるわけですが、いろいろあるから心配せんでいいと、漏れはありませんということが言えるのかどうか。国会ではそういうのは答弁は恐らくなされていない、心配があると。たしか総務企画課長もそういう心配が、全然ないということは言えないということをおっしゃっていたような感じがするんですけれども、その辺もう1回。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

全くないかと言え、そういうことは優秀なハッカーが全然手だてがないようなそういうものが、アクセスすれば考えられるかもしれませんが、さっき申したように、個人番

号を知ったからといって、じゃあその個人番号で何かできるということはないと思うんです。実施機関等で個人番号によって役所間のいろんな情報を提供して、役所でそういうものを社会保障、それから災害とかに活用して、おのおのでしていくということですので、例えば1つの番号を知ったから、その全ての情報が芋づる式に漏れるわけではないというふうにもQ & Aに書いてありますので、確かに知ったからといって、それをすぐに利用はできないし、先ほどなりすましということも言われていましたけれども、今回のマイナンバー法については、本人確認がまず原則になっていますので、本人確認を必ずするようになっていきますので、そういうアメリカ等で起きているようななりすましを防止するために、今回のナンバー法については本人確認が原則となっていますので、そういうものがないような方法で実施をされるというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。（「なりすましの件、顔認証システムのことは」の声あり）
安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

こちら側も100%とは言えないと思いますけれども、限りなく100%に近い顔認証ですから。顔認証システムにおいてはほぼ100%できるというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

議案27号でしょう。手数料の一部改正ですね。これは通知カードの再交付500円、個人番号カードの再交付1件につき800円、この金額は800円もICチップが入っておるから高いのか、もう1点は各市町村もこの金額なのか。その2点をお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

こちらのほうJ-LISというところが作成をするんですけれども、その作成費用というふうにしをされております。今現在考えてあるところも既にさきの議会とかで決めてあるところも、もう私が知っている限りはこちらと同じ金額に設定をされてあります。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

それは、マイカード、今税、社会保障、災害等に使うでしょう。いずれ、今度消費税還元とか、個人が使いなさいと、銀行とかなってきた場合、例えば実際この個人番号のカードがなかったとか、そういう問題は各個人でも発生すると思うわけですね。だから、なるべく安くできないものかなと。800円の根拠はI Cチップが入っておるから高いんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

そうでございます。I Cチップとか高度な機能が入っておりますので、この値段ということになっております。

それから、初回発行は無料ですので、具体的に私たちが使うのは、まだちょっと後にはなってくると思うんですよね、具体的に普通の一般の方といいますか。国とか、税務署とかは先に使用しますけれども、一般の個人の方が使えるのは少し後になりますので、後になっても初回手数料は無料ですので。有効期限が10年ございますので大人の方は。その前にとられてもいいのかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第27号に対する質疑を終結します。

ここで午後2時50分まで休憩します。

～午後2時37分 休憩～

～午後2時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します

日程第7 議案第28号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 議案第28号 基山町公共下水道工事請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑に入る前に、昨日の追加資料の説明を担当課長より説明させます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

追加資料の10ページをお願いいたします。

それから、議案書は9ページになります。

ただいまより基山町公共下水道工事請負契約についての追加資料による補足説明をさせていただきます。

追加資料において説明をさせていただきます。まず、基山町の下水道の整備状況でございます。10ページ、基山町は大きく分けると、公共下水道処理区域、汚水処理区域と福岡県流域に流しておりますこの3つの系統で現在暫定的に流しております。これは、フレックスプランといいまして、処理場ができるまでの間、河川への負担を軽くするために、既設の施設を利用して、河川の浄化、あるいは水質の向上を図るための制度としてございまして、基山町はそれを利用していただいております。

区域といたしまして、枠をとりまして格子状のものが公共下水道になります。ほとんどが公共下水道区域になっております。その中で、福岡流域に流しておるのが、現在右側、国道より東側、福岡側ですね、これの分と基山の駅周辺、ここにつきまして福岡の暫定の利用をさせてもらっている力武ポンプ場というところに行きまして、福岡の汚水処理場を暫定で使わせてもらっている処理場で処理を行っております。

その中で、基山町は汚水処理区域というのがありますが、これは開発により既設の処理施設を引き受けたものでございます。現在、本桜ときやま台がございまして、これは、下水道法上の認可をとることによって、公共下水道ということもできますが、計画上の手の流れで現在は、汚水処理として処理をしております。

続きまして、今回の契約案件の関係でございまして、図の中央、1点破線の矢印、やや大き目です。この本管を今回お願いをいたしております。この本管は左側のクロス状のやや薄い枠、この中の処理を今回こちらに入れ、計画的に処理をしたいと考えております。また、将来的にはこの本管は基山町の北側の汚水を福岡流域に排水する施設ともなっております。

続きまして、現状が整備済みの本管、同じ本管が実線の矢印で示しております。西から、

ここは平等寺筑紫野線、県道のところで白坂久保田2号線、こちらが交差するところの交差点で交差をしております。ここで、福岡流域あるいは高島団地の汚水処理については、ここでポンプアップを行い、三井の処理場に入るように、三井の処理場で処理をする認可をとって現在処理をしております。あと、残りはそのまま福岡流域とけやき台に入っているのが、けやき台の処理区で処理をしております。一部ニュータウンの分も基山ニュータウン処理場の処理場に入る前に、ポンプを据えておまして、このポンプを用いてけやき台の処理場に送りまして、ニュータウンの一部をけやき台の処理場で処理をしております。これは、処理の効率化等の判断でそういった振り分けをしております。

続きまして、本件案件の契約内容の工事内容に入ります。

追加資料の11ページでございます。まず、工法の説明といたしまして、高耐荷力管推進工法といいまして、これは通常の地盤から掘る掘削ではなくて、トンネル的にまず機械を用いる立坑と、図の右側に発進立坑というのがございます。トラックの下のほうに書いておりますが、こういう円形、または今回長方形の矢板というのも用いますので、円形または長方形の矢板でまず5メートル近くまで機械をおろせる空間をつくるために、掘削をいたします。これは、矢板を使いますので、そのまま垂直に掘削を行いまして、鉄製の矢板ケーシング等で空洞にした部分が生まれないように、保護をいたします。そのとき、近隣周辺の保護も同じようにすることになります。その中に機械を入れまして、左側の到達立坑というのがございますのが、左側もマンホールがない場合はこの機械を引き出すための到達立坑をつくりまして、そこから機械を引き出すという形になります。

機械につきまして、12ページを見ていただきまして、これは高耐荷力推進工法はいろいろな工法、機械もございます。参考として一例の機械を挙げております。一番右下の機械がございしますが、これが推進時、まず出発時に泥を掘削する機械となります。この正面の丸いのがありますが、ここが面といいまして、ここでドリルみたいにここが回ったり、砕いたりしまして、泥をつかみまして、この機械の中は空洞になっております。この機械の中に泥をそのまま排出し、空洞をつくっていくという形になります。この機械の後ろに汚水管の管をつけますので、それを油圧計のジャッキによって、この自立で前に進み掘削していく分と、油圧器で後から管を掘削していく先導管に押しつけるような形で、ひっつけて、実際空洞になったところはそういう汚水管がそのままうつっていますので、空洞を汚水管がとめ、そのまま埋設されるという工法でございます。小さなトンネルの工法というところで、考えてい

ただき、大まかには大丈夫かと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。それでは、議案第28号に対する質疑を行います。木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かにこの工法、地下掘削の推進工法という工法があると、これが金額は9,900万円、長さが319メートルですね、1メートル当たり約31万円の費用がかかるわけですね。これは最初の基本設計の構想だったかもしれませんが、もし道路の表面上から掘削して、配管するというそういう見積もりもとられたんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

土工上、3メートルを超えますと、約同じ深さの45度の角度分が土砂崩壊に影響を起こすというのが、技術的に言われております。そのような中で今回市街地、かつ商業区域で商店とあるいは小さな商業施設、住居がございます。周りには幹線道路ですので、NTT、上水道、あるいはガス管も近くには入っております。そのような状況の中で、上からの掘りは確かに経済的であるんですが、そういった状況があるという中で、もう一つ商業地域ということで通行規制を長くかけられないということがありますので、こういった工法にすることによって、そういった近隣建物への影響と、通行規制が短くなるというところと、規制をする幅、距離が小さくなるというところで、交通規制に伴う経済的な損失も最小限に抑えられるというのがございます。そういった経済性のものと、安全性のものの判断で、この工法を採用させていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。木村議員。

○7番（木村照夫君）

もし、表面から掘削した場合、どのくらいのコストだったのか、9,900万円でしょう。それが4,500万円が終わるのか、そういう基本設計の一番最初の設計をしたかということなんです。それはしましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今最初申しましたように、技術指針として、3メートル以上深くなりますと、そういった建物、10メートル以上の影響範囲で事実そういった壁にひびが入ると、あるいはその影響によって、経済的損失を周囲の第三者が受けられるというところが実際にあっております。そういった開削といいまして、上から掘る工法で。そういったリスクもございますので、その辺まで全てを考慮して、経済性というものを考えておりますので、実際、確かに幾らか安い分はあるかと思うんですが、そういった第三者、住民の皆様の財産への影響というのも考慮をいたしてまして、こういう工法をお願いしております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そこまでチェックしなかったらいいですけども、そんな裕福な財政がありませんから、もう一回、こういうメインの配管を生かしますね。その横にT2、基山ニュータウン処理場とか、また次のT1のけやき台処理場とか、今またこれ稼働していますね。将来は、この処理場の汚水をした後の水を関谷川とか流していますね、きれいな真水を。この配管がいったら、今度は生の汚泥を真っすぐこのメインの配管にぶち込んで使用する可能性はあるんですかね。最後の質問です。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今度つくります本管につきましては、福岡の汚水処理区のほうにつながる形になりますので、そちらのほうで処理をいたす形になるというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

入札のあり方について少し質問をいたします。

私は、最低制限価格は今まで設けるべきなんだというのはずっと言ってきたんですけども、今回最低制限価格が設けられています。予定価格の88.6%で最低制限価格を設けられているんですね。今まで私もずっと最低制限価格について言ってきたわけですけども、結構

パーセントは高いんですね。1つは、最低制限価格の88.6%で組まれた理由と、これは財政課になりますか。

それと、これは公表されたのかという中身です。というのは、落札された業者の方は予定価格の88.7%で落札されていると。公表されていなかったら、なかなかこの金額は出なかったのかなというふうになんか思っているものだから、ここを伺います。ちょっととりあえずこの2点を伺います。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

現在入札に関しましては、予定価格も最低制限価格も事前公表はしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

していなかったら、していなかったでいいんですけども、もともと最低制限価格を設けるときに、例えば当初は70%ぐらいで組んだりとか、余りにもこれは最低制限価格を低くして、競争でなれば問題なんだという形で、大体80%台のところが多いんですね。85%というところも余り聞かないんですね。だから、基山町は今回の場合は88.6%というふうな最低制限価格を設けられていますから、私も基山町で今までこういう最低制限価格を設ける中では、今度のこの事案が一番高いのかなと思うぐらいの金額ではないのかなというふうに思いますから、これは工事の関係を含めて、これだけ最低制限価格を設けないとこの工事は、希望する成果品が出ないんだと言われれば、それが一番の理由なんですね。だから、ここをちょっと伺っていますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この最低制限価格の算出方法につきましては、県とかのやり方に倣いまして、直接工事費の何%とかという計算がありますので、その合計がこの金額になっております。予定価格の一律何%というふうな計算方法で最低制限価格を出しているということではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほど最低制限価格は、公表していないということですね。今回の場合は、落札された業者は最低制限価格を上回っていますから、落札というふうになっていますけれども、公表されていなくて、最低制限価格よりも下回った応札をした場合、この業者は落札できますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

最低制限価格よりも低い価格で入札をされた場合には、その入札では落札者とはなりません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございます。議案第28号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第29号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8．議案第29号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の10ページをお開きください。ございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、12ページまでの歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、14ページ歳出ありませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、第2表．債務負担行為。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。16ページ、第3表、地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書の3ページをお開きください。

3ページ、歳入。町税町民税、1目個人、2目法人、ございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、1つお尋ねなんですけれども、徴収率を97から98%に引き上げましたという説明を受けたんですけれども、なぜ1%上げたのか教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

例年当初予算では、徴収率に関しては97%で計上させていただいております。それで、9月の段階ではもう課税が確定しておりますので、それをベースに徴収率を1%、98%見込むように、ある意味この1%分というのは留保財源的な捉え方をしているのかなというふうに認識をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。4ページ、固定資産税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。5ページ、軽自動車税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、町たばこ税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、地方特例交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、地方交付税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、総務手数料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、国庫負担金、民生費国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、国庫支出金、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、県支出金、県補助金、1目、2目、4目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、県支出金、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、財産運用収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、財産売払収入、物品売払収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

20ページ、特別会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

23ページ、町債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上、歳入を終わります。

次、24ページ、歳出に移ります。議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、総務管理費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

25ページの6目の空き家等対策検討協議会委員謝礼、これについて、もう1回説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

空き家等の対策ということで、管理を適切にやっていくということを踏まえまして、空き家等の対策検討協議会というものを今回立ち上げる予定にしております。その方々、委員の謝礼になっておりますので、構成の方々といたしましては住民の代表の方とか、事業者の方、もしくは今のところ想定ですけれども、警察署の方、商工会の方、オブザーバー、学識経験者の方を想定した方々への謝礼となっております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは、それこそこの協議会を行うためには、規則が当然必要だと思いますね。構成メンバーもはっきりわからないみたいな中身で、予算を出してから認めてくれといっても、何も資料が出ていないでしょう、何か出ていますか、資料。資料を出してもらわないと、金額だけ言われても全くわかりませんし、この協議会の中身も全くわかりませんね。これは必ず資料を出してもらわなくてはなりませんけれども、準備されていますか、何か資料は。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

資料を準備して、準備はできておりますので、提出させていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

執行部の皆さん、資料は準備しておるなら、この前にもう……。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

今現時点で済みません、言い方を間違いました。今時点において準備はまだしておりません。準備ができるということでございます。失礼いたしました。

○議長（鳥飼勝美君）

じゃあ、委員会審議までに出していただくようよろしくお願いいたします。

25ページ、26ページ、27ページまでです。河野議員。

○8番（河野保久君）

説明は受けて、もし聞き漏らしているといけなかったんで、ちょっと確認の意味も含めてです。まず、需用費の印刷製本費、これは第5次総合計画書の冊子の作成で……。

○議長（鳥飼勝美君）

どこの需用費ですか。

○8番（河野保久君）

26ページ。

○議長（鳥飼勝美君）

26ページの幾つでんありますよ需用費は。

○8番（河野保久君）

過ぎちゃった。

○議長（鳥飼勝美君）

何目の需用費か。

○8番（河野保久君）

6目の。

○議長（鳥飼勝美君）

一番上ですね。どうぞ。

○8番（河野保久君）

これの冊数と単価を教えてくださいというのと、あわせて庁用備品がパソコンの更新ということで、説明があったんですけれども、台数何台か、それを教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

印刷については、本編400部とそれから概要版が1万部となっております。

それが発送分もありますので、単価につきましては、概要版が87円です。それから400部です。本編が400部で110万円になっていますので、300円ぐらいですね。それから、製本とか発送費が170万円ほどかかります。単価としては本編が300円ぐらいで、概要版が大体100円ぐらいになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。重松議員。済みません、パソコン。

○総務企画課長（酒井英良君）

パソコンにつきましては、パソコンとそれからシステムの購入費になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

何台か。

○総務企画課長（酒井英良君）

パソコンが11台になっております。それから、パワーポイントデータベースのプレゼンテーション用のパワーポイントを9課分と、アクセスを2課分購入するようにしております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、パソコンの更新というのは一応何か基準か何かあるんですか。それとも、単純に使えなくなったら、申請もらってというような、何年たったらとかそういう基準があるのかないのか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今のところ基準では7年たったら、更新するようにしております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

26ページの13目、ふるさと応援寄附基金についてですけれども、これは歳入で18ページですか、ふるさと応援寄附金が1,000万円あるというのを前提に、これだけ支出がかかりますよという中身で、最終的には1,000万円寄附があったとしても、基金として積み立てる金額は460万円になりますよという中身ですか。ちょっと途中ずっといろいろ消耗品とか、ポータルサイト利用料とかいろいろありますけれども、基金としての1,000万円あって、基山町に1,000万円寄附があっても、実際基山町の基金には460万円しかありませんよという中身ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

当初説明では、私は6割というふうに聞いていたんですけれども、余りにも少ないなという気がします。

それと、もう1点は、私はいろんな問題があるにしても、寄附を基山町は多く受けたいというのはわかります。ホームページの最初に載っていますね。私はずっと思っていたのは、キングダム作者である名前を、個人名ちょっとと言いませんけれども、載っています。検討中という形で。あの検討中が多分ことしの4月ぐらいからずっと検討中じゃないですか。私は余り長くこういう検討中を載せるべきではないと思っているんですけれども、この取り扱いどうなっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

まずは、ずっと442という話をずっと前からしておまして、442というのは、4割がうちに入ってきて、4割は地域の業者の人にとって、2割は手数料としてとられるという話をずっとしてきているつもりですので、過去の議事録を御確認いただければと思います。

それから、キングダムは7月にアメトークという人気番組があって、そこでキングダム芸人が取り上げられるということだったので、それに合わせて10月から新しくキングダムの商品が入る予定なので、そのアメトークに合わせて7月ぐらいに載付けました。急遽。それは、全国の人がキングダム芸人ということで、キングダムに注目して、キングダムという検索がばっと上がるであろうということと、10月からキングダム製品が追加できるという確約がとれたからということです。

そして、実際今度10月からキングダム賞品が、ふるさと納税の中に追加されますので、10月になれば検討中というのが消えて、実際スタートしていくということになります。今のと

ころ10企業ぐらいがまた新たに、今15企業ですけれども、10企業ぐらいが最終的に決まっていますけれども、10企業ぐらいが新たにふるさと納税に参加していただくという、そういうことになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これも所管ですので、ちょっと産業振興課長にお尋ねいたします。消耗品費で429万1,000円上がっています。これがいわゆる事業者へお支払いする金額かなというふうに思うわけですけれども、今副町長、さらに10の事業者が参入していただくということで、私ちょっとうわさで聞いた限りでは、ふるさと納税の事業者に入る場合は、産業振興協議会に加わらなければならないというふうな内部規定みたいなものがあるんでというふうなことを聞いたんですけれども、そんなことはないですね。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

その点は、議員おっしゃるとおりです。ただ、産業振興協議会にふるさと納税の部会を設けておりますので、いらっしゃった方には、協議会のほうに御参加いただくことは御案内はしているということは事実でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それを聞いて安心しましたけれども、今恐らく担当者、産業振興課の担当者がこういう地域産物というのをいろんな形でリストアップして、いろんな取りまとめをしてくれていると思いますけれども、これはぜひ職員だけがとかではなくて、やはり町民の方もみんな連携して、できるだけ多くの多種多様な商品をここに掲載していくという連携をもっともっと図っていかれたほうがいいかなと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

その点は、そのようにやっているつもりではございますが、今回10月の改定に向けましては、7月31日だったかと思えますけれども、その改定に向けた説明会をさせていただきましたけれども、その際には協議会以外の事業者の方にも御案内というか、周知をするような取り組みはやっておりますので、今後また新たに拡大していくということになっていこうかと思えますけれども、その際にもそのような取り組みをしていきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。28ページ、徴税費です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

29ページ、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、町長選挙費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

31ページ、指定統計費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、監査委員費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、社会福祉費、1目、2目、5目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、大山議員。

○10番（大山勝代君）

防犯カメラの15節ですね。資料では、基山駅、それからけやき台駅も1台ですね。そのときに東側の設置ということは考えられなかったのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。基山駅なのでしょう。両方だそうです。

○総務企画課長（酒井英良君）

今回につきましては、補導員さんの要望を参考にもいたしておりますので、基山駅前広場と自由通路、それから基山駅も設置しますので、けやき台駅のほうに設置するという事で、今回は西側の方に設置するという事でいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

東側になぜしなかったかと。

○総務企画課長（酒井英良君）

東側等につきましては、今後どこに設置していくかということで検討をして、きのうも一般質問でもあったように、整備計画といいますか、そういうものを検討して、整備をしていく。一遍にはなかなか財政的にも難しいところもございますので、そういうものを勘案しながら、整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

東側に住んでいる人間としては、セキュリティのことも含めてですが、ちょっとひがみを持っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕も住んでいるけやき台のところで、ちょっと聞きたいんですが、今度何とか工事、バリアフリー化、この図で見ると、けやき台の左側のほうからおりていって、エレベーターで通路におりるといような説明を受けたんですけども、カメラがこの位置でこっちからかなりこちらのほうの方はアトラスのマンションとか、3丁目、4丁目の方、かなりの方がここに通路ができれば、行かれると思うんで、この標準タイプというのでその辺までカバーできるものなのかどうか、ちょっと確認したいんです。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

標準タイプでは入り口がちょっとどこになるかはっきり私もわかりませんが、魚眼レンズといいますか、広角のレンズをつければ、可能かもしれません。ただ、バリアフリーについてはエレベーターは設置しますので、多分エレベーターの中にカメラはつくはずですので、そういうものが当然エレベーター2つありますけれども、自由通路には。当然両方とも基山町が設置した分、それから国土交通省が設置した分についてもカメラは設置されていると思いますので、多分ここにも設置されていると思いますので、それが必要かどうかというのは、また検討する必要があるかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひそのエレベーターに設置されていると思うからじゃなくて、設置されるものなのかどうかの確認をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今現在基山駅にエレベーターをつけておりますが、基山駅のエレベーターは警報装置、何らかあった場合は通報がいて、その通報によって人が向かうというようなシステムをとっておりますので、今回現時点ではそのような考えを持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

つかないということですか。

○建設課長（古賀 浩君）

一応つかない、警報等も人的に向かう配置でやるような考え方です。

○議長（鳥飼勝美君）

つけてくれと。河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひ使ってみるとわからんということもあると思うので、ぜひその辺の人の流れもどうなるかちょっと予測つかないところ、僕もはっきり言ってあるので、その辺の流れを見て、ここでこれでこの事業終わりじゃないので、その後で何か検討できるところがあれば検討するというので、胸にちょっととめておいてください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

私も同じく防犯カメラなんですけれども、昨年の議会ですったもんだして、小森町長の重い決断で、補正予算もとっていただきました。防犯カメラの役目というのは、犯罪阻止とか何か事件があったとき、追跡に非常に助かると思います。それで、J R基山駅、けやき台なんか不特定のお客さんがいっぱい集まってきますね。基山町外の方。それで、プライバシーの問題が今度は出てくるわけなんですけれども、この常時録画、24時間常時監視するわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

このカメラについての録画は、24時間1カ月ぐらいの録画で回すようにはいたしております。このプライバシー問題については非常に微妙な部分がございますので、例えばテレビカメラでもってモニターで常時監視するということになれば、それはプライバシーの侵害になる可能性が非常に高くなるということでございます。

ですから、これについては録画する機器を周辺に、どこかといったらわかりますので、周辺で管理していくというふうなことになるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、プライバシーの侵害で役場の庁舎でも誰でも見ていいんじゃないかと、担当職員を決めておいて、警察の……、いいですか。役場の担当でも職員を決めておいて、誰でも開示できないよと、そういうこともしておかなければ、録画を見て誰が通っているかとか、そういうもんじゃなくて、プライバシー上担当職員をはっきり決めておいて、担当を警察とか補導員とかの依頼があれば見せるとか、そういう体制をとってなければだめじゃないですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

木村議員が言われるような体制をとるということですので。ですから、常にモニターで監視するのではなくて、そういう装置で1月なりの映像を録画して、もし犯罪があった場合は警察に提供する、そういう犯罪のための抑止もありますけれども、そういう犯罪のために録画した情報を提供するというあくまで目的がはっきりしていますので、そういう場合はプライバシーの侵害にはならないということになっていますので、今木村議員言われたような使い方をするとということですので。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

やっぱりそのためには、防犯監視カメラ設置条例とか設けて、はっきり役所内の役割、誰が監視するのか、設けたらいいじゃないですか。要望です。

○議長（鳥飼勝美君）

その辺ははっきり言ってください。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

防犯カメラ設置条例については、条例になりますので、防犯カメラを町民の方はこういうふうに設置してくださいと、町民の方に義務とか制限を課すことになります。今回は、役所のほうが設置をして、役所のほうがそういう情報については管理しますよという規定になりますので、要綱の内部規定ということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

済みません、防犯関係で、総務企画課長にお聞きするのか、教育長にお聞きするのかちょっとわかりませんが、町民の方から子供の防犯に関して、子供の駆け込み110番の家か何かありますよね、たしか。あれが非常に今は看板か何かあるかな、もうぼろぼろ、劣化して何が何だかわからんということで、何とかしてくれ、それとも廃止するのか、一体あれは町の予算でつけているのかもちょっとよくわかりませんが、どんなふうな位置づけなんですか。もしあれをするならば、もうちょっと町民の方からはのぼりとか、あんなやつを、鳥栖なんかのぼりをしてやっているんですよというふうなことなんかもお聞きしますが、どっちです

かね。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

110番の家は、子供たちにきちんと地図上に落として、地図を配っておりますので、地図の中でわかるようにして、実際にはわからないということであれば、ちょっと困りますので調査して検討してみたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは、調査して例えばそういうふうに劣化しているということであれば、新調も含めてとか旗に変えるとかいろいろあると思いますが、ぜひそのようにお願いしたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありますか。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

先ほど総務企画課長のほうからもお話ありましたけれども、条例はさっきおっしゃったとおりだと思いますけれども、カメラのハードディスクのデータ管理、こちらのほうの管理マニュアル、これは税務課と同じようにどういうメンテナンス、あるいは必要に応じて誰がどういう責任で取り扱う、その辺のマニュアルについては設定する必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

保管する場合は、今言われたように、松石議員が言われたような管理マニュアルが必要だと思いますので、そういうのを作成して、管理をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。34ページ、児童福祉費。久保山議員、34ページ。

○5番（久保山義明君）

1目の19節と20節、保育士等処遇改善、それがたんぼぼ保育園運営費に振りかえるような形になっています。つまり、今までは保育士等処遇改善ということで、保育士さんの待遇を少しでも上げようというふうな形で恐らく交付されていたと思うんですけども、今回運営費の中にひとまとめになった理由をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

この保育士の待遇改善につきましては、子ども・子育て新制度におきまして、公定価格、全ての分として加算になりましたので、その辺を組みかえております。今までは単独で補助金を出してございましたけれども、今度の新制度におきまして、運営費の加算額として計上することになりましたので、今回は組みかえという形になっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

要するに、これは運営費の中に入り込んでしまうと、処遇改善に使われるかどうかというのは、実際の決算等を見たときに、わかりかねる部分があるんじゃないかという心配があるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

確かに、ある程度今までは数字として目に見えていた部分、給与の部分としてありましたけれども、その中に入ってしまいう加算額としてしか上がってきませんので、確かにわかりづらいたとは思いますが、県の指導のほうで、指導監査のほうでその辺は確認をされていくことだと思っております。今回の県の指導の監査についても、そこは26年度の確認でしたけれども、あっておりますので、引き続きそういう監査指導というものはあるかと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

最後の確認ですけれども、新制度になって加算というふうになったんですけれども、来年度からはどういうふうな状況になりますか。もうそのまま運営費が上乗せした形になるのかどうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

議員おっしゃられるとおり、その中に入った形で上がってまいります。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。35ページ、保健衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

36ページ、清掃費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、農業費。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

済みません、ちょっと私もわからないので、御質問させていただきますけれども、3目の農業振興費の負担金で、野菜価格安定基金協会負担金というところです。これは減額になっておりますけれども、これは協会がよくわからないのと、行政が市場価格に介入すること自体どうかと思うんですけれども、これはどういう考えで設定されてあるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、野菜価格安定基金なんですけれども、これにつきましては、大変申しわけありません。詳細を御説明するというのが今知識がないんですが、概要ということであれば、重要野菜ですかね、14品目だったかと思っておりますけれども、これにつきましては価格安定という制度がございまして、例えば豊作のときについては、価格が暴落いたしますので、そういうときに農家の野菜の再生産を阻害するというおそれがあるので、よく耳にされるように例えばト

ラクターでキャベツを圃場放棄をするような場面がございます。そういうときに、それを円滑に行うために、安定基金というのは設けられているところですね。そこで、ここの基金に供給する場合に、各市町村からの出荷数量に基づいての負担金がたしか設定されていると思いますので、そこが計上されているところですね。

今回、マイナスにしている部分については、そういう流れの中で平成26年度の負担金の積立額、ここに余剰金がございますので、そこで平成27年度の積立については不要ということで、県のほうから連絡が来ているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、行きます。38ページ、林業費。末次議員。

○3番（末次 明君）

特殊用林業産物基盤整備事業補助金ということでありますけれども、特用林業産物というのは、材木以外というふうに聞いておりますが、具体的にどういうふうな使われ方をされるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

特用林産物については、議員おっしゃるとおり、スギ、ヒノキ等の人工林の木材以外のものということで、今回ここに計上してございますのは、城戸生産森林組合のサカキですね、申しわけございませんでした。ここは、城戸森林組合において、作業道の舗装用の資材を計上しているものでございますけれども、木材等以外の生産物を生産するに当たって、いろんな建物とか道路、その他のものに使っているということです。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

基山町は林業従事者というのは、非常に少ないんですけれども、林業従事者のほうから言われているのが、国とか県のいろんな補助がたくさんあるんだけれども、私たちは情報が非常に少ないというのを言われております。今回の場合、城戸森林生産組合のほうからの事前の申請があったのか、それとも役場の産業振興課のほうからこういう国の補助金か県の補助金がありますよということで、情報を提供して出していただいたのとどちらでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず今回計上させていただきましたものは、平成26年度中において、平成27年度の予算要求をしておったところなんですけれども、県が平成27年度当初予算に計上していなかったために、今回の計上になったということです。県が予算計上しましたのが、6月補正で計上したんですけれども、6月補正での連絡があったものが、町の6月補正に計上するタイミングに合いませんでしたので、今回の計上になっているというところが経緯です。

それと、今御質問の林業従事者に対して情報提供が少ないという部分につきましては、4月私が参りましたときにも同様な御意見はいただいております。ただ、今まで予算の計上に当たっては、城戸生産森林組合はもとより、名前がちょっと失念しておりますけれども、1社林業を営む事業者おられますけれども、そこに対しては毎年要望の聞き取りを行っておりますので、本年度も平成28年度予算計上に向けまして、両者に対しましては要望をお聞きして、要望をそのまま計上させていただいているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今後とも情報の提供をよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。39ページ、商工総務費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

簡単な質問です。1目、これ全て一般財源になっていきますけれども、間違いはないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

商工費。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

このチャレンジ交付金は、個人というか、事業主負担分の1割分ですので、これについては一般財源ということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

県から出てくる部分は、これには加算せずに、県は真っすぐ出すという部分ですかね、じやあ。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

補助、チャレンジ交付金を交付受けるものはその金額そのままを支出しております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

歳入の14ページ、さが段階チャレンジ交付金、これは充当率90%という形で、32万円、済みません。いいです、いいです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。40ページ、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、道路橋梁費。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、確認ですけれども、2目13節の委託料ですね、この三国・丸林線の道路改良の委託料が国の内示による減ということでしたけれども、昨年、1昨年からずっとあった白坂久保田2号線の改良工事で、大体のこれからのスケジュールを伺っていた内容からすると、減になったということは、どれぐらいスケジュールとしておけるとか、そういうのがあっての減でしょうか、それとも一気に予算はつかないけれども、大体スケジュールどおりにこれを行うということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

白坂久保田2号線につきましては、予算は当初どおり考えておりますので、白坂久保田2号線のものについては、今誘致協議をさせていただいておりますので、予定どおりと思っております。三国・丸林線のものにつきましては、高速道路のあるボックスの狭小部分ということで考えておるんですが、ことしは調査と測量ということで考えておりましたので、来年度にまた要望し、一気にやることは可能ですので、大きな影響はないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、ちょっと聞き方が悪かったんですけども、ここはおっしゃるようにボックスのこともあるので、いろんなJRの踏切を越えてと、ここは改良するときはいろいろお話を前段でしている段階で、それで白坂久保田2号線の改良工事もここをしないとというそういう流れはあって、これをするというふうに聞いていたので、これだけ減額されて、また来年と今おっしゃったかと思えますけれども、そのスケジュール的にはこっちをするのはわかっているんですけども、それも含めて三国・丸林線のことと連携してというふうな説明でずっとあったものですから、そこのところでこれだけの減ということでの、ということはおもう来年申請、計上してそれで認められないということないと思えますけれども、その辺がちょっとスケジュール的にわからないので、教えてくださいということなんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

三国・丸林線につきましては、高速道路との協議もございますので、今回予算は幾らかございますので、この予算の中でその協議は予定どおり進めまして、そういったところでできるだけ来年度の、今までの予定を大きく外れることがないように、そういったできるものを作って調整をし、大きなずれがないように努力をしたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に、行きます。42ページ、都市計画費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

43ページ、住宅費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

11節の修繕料について、説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

これにつきましては、公営住宅、町営住宅の団地の修繕料として、割田、本桜等を上げさせていただきます。内容としましては、コンセント等老朽化が進んでおりますので、それと住宅につきましては、退去があるときにしかできない内装、町が管理すべき内装等ございますので、そういったものに入居が予定外に出たりしますので、その分を含めて出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

その関係で、本桜住宅は今空き部屋といいましょうか、募集されていますね。今本桜というわけではありません、割田もそうですけれども、高齢者の方が3階、4階まで上がるのが大変なんだという形で、1階のほうに移させてくれというふうなそういう声も来ているんですね。今回もそういう案件もあるだろうと思いますけれども、そのときには手続的には全く1回退去して、そして新しく入居したという形を今つくっているんですね。

だから、全く例えば連帯保証人も最初からとりますよ。そして1回退去しますから出たところは、当然きれいに畳がえをしたりとか、これで本当は移りたいけれども、そういうふうに手続的なことも含めてあるものだから、それが面倒くさいと言われる方もいらっしゃいますけれども、エレベーターがないんですから、どうしてもこういう高齢化になって、1階のほうに移りたいと思う人たちには、何か特例的な形でそういう書類的な面倒さを与えないみたいなやり方をしないと、大分いらっしゃいますよね、高齢者の方々は。そういう声は聞きませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回、そういった案件もございます。一応今言われたように、1回終わるといのは出られる部屋のリフォーム、要は原形復旧等ございますので、それをやっていただくというところで、そういった手続になっております。

それともう一つ、契約書には契約の部屋等が入っております。契約書をつくり直すというところで、一連の連帯保証人関係も当然それを知る必要がございますので、そういった流れの中でお願いをしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。44ページ、消防費。河野議員。

○8番（河野保久君）

済みません、1款の常備消防費と鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金609万6,000円増額補正、確認なんですけれども、たしか消防費は財政需要額か何かに応じて払うことになっていると思うんですけれども、これは決算で財政需要額の平成26年度分なのかな、固まったからそういう意味で概算で払っていたものを額を確定して600にながしか追加で負担するということなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

常備消防費については、当初予算では平成26年度の当初予算額で組んでおりましたので、その後平成27年度の額が確定しましたので、今回の補正をいたしているということでございます。負担金が確定しましたので、負担金がですね。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。45ページ、教育総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

46ページ、小学校費。大山議員。

○10番（大山勝代君）

電子黒板です。説明では、基山小10台とおっしゃいましたよね。そしたら、若基小は3台、中学校は4台で割り算したら、基山小が1台95万8,000円、若基小と中学校は86万円ですけれども、この差はなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

これはそれぞれ当初で組んでいる台数もございまして、再度今回補正用に見積もりをとりまして、おおむね1台100万円程度ということで台数が出ましたので、当初予算で組んでいる分と合わせて、1台当たり100万円ということでの金額ですので、今回の補正では若干額が異なるような金額になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。47ページ、中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

48ページ、社会教育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

49ページ、品川議員。

○10番（品川義則君）

4目の11節需用費、電話設置手数料110万円、これ内容はどういうことでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

今の図書館に電話が入っていますけれども、時々電話されるとわかると思うんですけども、ちょっと雑音が入ったりとかで、音が聞こえづらいとかありますので、今回ちょっと電話を更新させていただいて、新しい電話をつけさせていただこうということでの光回線の設置及び光電話等の分として上げさせていただいて、この電話機はそのまま新しい図書館のほうに持って行って使う予定にしております。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。49ページ、保健体育費。大山議員。

○10番（大山勝代君）

スポーツ振興費の需用費の修繕料です。シャワーボイラー、以前からここ壊れているので、早く直して使えるようにしてほしいという町民の方の要望が強かったのですが、今回こうして補正出ていますが、使用可になるのは時期がわかりますか。

それと、もう一つは、これだけ高い金額で修理するので、使用料も取られるかもしれん、そういう声も聞いてますが、その点ではどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

まずもって、修理が大変遅くなりまして、申しわけありません。本年の4月に私ども参りまして、そのときはちょっと知り得ませんで、6月の補正にちょっと間に合わない時期にそういったことを伺いましたものですから、今回の補正になったところでございます。

それで、当初現在のボイラーを交換いたしますと、現状の倍ぐらいの予算になりましたものですから、そういった部分の調整を含めて今回補正を上げさせていただいたところでございます。そういった中で、確かに修繕料も高うございますので、新たに修繕する場合には、シャワーの使用料としていただこうかということも検討いたしましたけれども、なかなかその把握が難しいということと、逆に今度はコイン式とかにしますと、もっと費用もかかりますので、一応今回についてはこの部分については、使用料には反映させないというところで、現状としては考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

完成はいつか。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

済みません、それから使用時期につきましては、今回補正の御承認をいただきましたら、早速準備をいたしまして、なるべく早い時期に発注をかけて、少なくとも12月ぐらいにはなるべく急ぎたいと思いますけれども、それまでにはやりたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。50ページ、公債費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

51ページ、諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

52ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

53ページ、給与費明細。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

54ページ、55ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第29号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第30号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9．議案第30号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書17ページをお開きください。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、歳入。19ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、事項別明細書に移ります。事項別明細書の3ページをお開きください。

国民健康保険税、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4 ページ、前期高齢者交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、財産運用収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に移ります。歳出、保険給付費、療養諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、後期高齢者支援金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、前期高齢者納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、介護納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、特定健康診査等事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、還付償還金及び還付加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、操出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第30号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第31号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 議案第31号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書20ページをお開きください。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

事項別明細書をお開きください。事項別明細書3ページ、後期高齢者医療保険料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、徴收費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、後期高齢者医療広域連合納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、繰出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第31号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第32号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 議案第32号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の23ページをお開きください。24ページまでありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

事項別明細書をお開きください。補正予算書に関する説明書ですね。1ページ、平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画兼事項別明細書収益的収入及び支出、1ページ収入、2ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

3ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、6ページ、資本的収入及び支出。資本的収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、資本的支出。8ページまでです。重松議員。

○9番（重松一徳君）

7ページで、研修費、ここは更正になっています。その前の4ページで研修費はここは新しく科目をして、10万円されていますね。この中身とこの研修、私もよくわかりませんが、誰がどこに研修に行くんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回、下水道が4月より地方公営企業会計に移行しております、当初は技術の研修費のみを持っておりました。ただ、今回移行したことによって、総務省の制度も近日変わっておりますので、その辺の研修をしっかりとやって、正確かつ慎重な事務を行いたいというところで、研修を、技術の分から移行し事務の分に回しました。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにごさいませんか。9ページ、平成27年度基山町下水道事業予定キャッシュフロー計算書。10ページまで、11ページ、基山町下水道事業の給与費明細。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、平成27年度基山町下水道事業予定損益計算書。13ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、平成27年度基山町下水道事業開始貸借対照表。15ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、平成27年度基山町下水道事業予定貸借対照表。19ページ、20ページ、21ページまでです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第32号に対する質疑を終結します。

日程第12 認定第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 認定第1号 平成26年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、認定第1号に対する質疑を終結します。

日程第13 認定第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 認定第2号 平成26年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、認定第2号に対する質疑を終結します。

日程第14 認定第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 認定第3号 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、認定第3号に対する質疑を終結します。

日程第15 認定第4号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 認定第4号 平成26年度基山町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、認定第4号に対する質疑を終結します。

日程第16 報告第7号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 報告第7号 平成26年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第7号に対する質疑を終結します。

日程第17 報告第8号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 報告第8号 基山町一般会計継続費精算報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第8号に対する質疑を終結します。

日程第18 報告第9号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 報告第9号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第9号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結しました。

今から休憩します。

～午後4時07分 休憩～

～午後4時26分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第19 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。基山町議会会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、決算特

別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後4時28分 散会～